



詳細編 青梅市の緑を取り巻く 現況と課題

- 1 緑を取り巻く社会動向
- 2 緑を取り巻く現況
- 3 緑に関する市民意向
- 4 分野別の課題の整理



1 緑を取り巻く社会動向

1) 防災まちづくりに対する意識の高まり

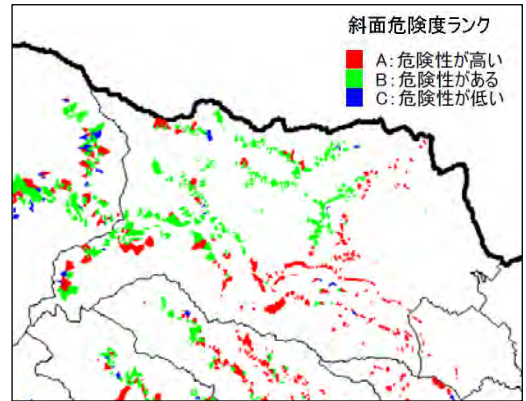
平成 7 (1995) 年に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災などの大災害の発生により、防災への意識がいっそう高まっています。

本市には、立川断層帯が市域の東部を通過しており、立川断層帯地震が発生した場合、東京都が想定する災害被害では、山間部や多摩川沿いの傾斜地において斜面崩壊の危険性が高いとされています。

また、台風の大型化、集中豪雨などによる自然災害が、近年、全国各地で発生しています。

山地や丘陵地などの斜面は、大雨時に土砂災害が起こりやすいとされており、日頃の防災や避難計画に活用することを目的とした「東京都山地災害危険地区マップ」でも、市内の山地や丘陵地が山腹崩壊危険地区や崩壊土砂流出危険地区として示されています。

このように山地や丘陵地、河川を有する本市において、斜面崩壊や洪水、土砂災害は身近な問題となっています。



立川断層帯地震が発生した場合の急傾斜地等の斜面崩壊危険度の分布

出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成 24 年、東京都防災会議）



東京都山地災害危険地区マップ

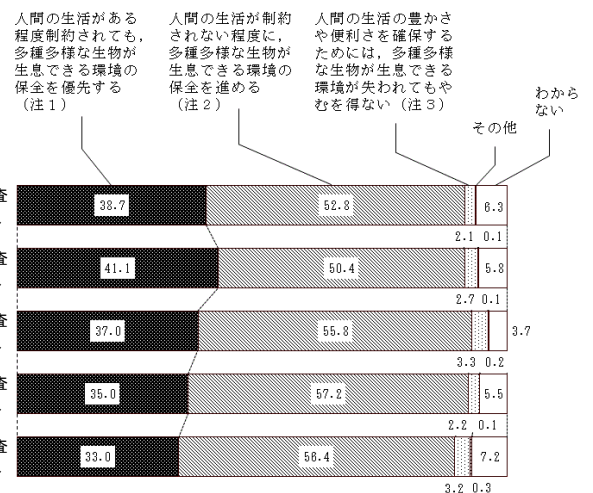
出典：東京都森林事務所ホームページ

2) 生物多様性への関心の高まり

近年、開発や乱獲、手入れ不足の里地里山、外来種などの持ち込み、地球温暖化などを主な要因として、生物多様性は深刻な危機に直面しています。

このような状況の中、「生物多様性基本法」が平成 20 (2008) 年に制定されました。さらに、平成 23 (2011) 年 10 月に改正された都市緑地法運用指針では、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」が公表され、平成 24 (2012) 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」では、緑の基本計画と同戦略が連携を図ることが重要としています。東京都では、「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を平成 24 (2012) 年 5 月に策定しており、生物多様性基本法にもとづく、東京都の生物多様性地域戦略の性格を持った将来的な緑施策の方向性を示しています。

環境問題に対する世論調査からは、生物多様性の保全のための取り組みに対する国民の意識が高まりつつあることがわかります。



- (注1) 平成 8 年 11 月調査では、「人間の生活がある程度制約されても、多種多様な生物が息できる環境の保全を優先すべきである」となっている。
- (注2) 平成 8 年 11 月調査では、「人間の生活が制約されない程度に、多種多様な生物が息できる環境の保全を進めるべきである」となっている。
- (注3) 平成 13 年 5 月調査までは、「生活の豊かさや便利さを確保するためには、多種多様な生物が息できる環境が失われてもやむを得ない」となっている。

生物多様性の保全のための取り組みに対する意識

出典：環境問題に対する世論調査（平成 24 年、内閣府大臣官房政府広報室）

3) 深刻化する地球規模の環境問題への対応

地球温暖化の進行や酸性雨、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題がますます深刻化する中、本市においても、平成 14 (2002) 年に「青梅市環境基本条例」を制定し、この条例にもとづき、平成 17 (2005) 年に「青梅市環境基本計画」を策定しています。さらに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」にもとづき、平成 22 (2010) 年 3 月には、市職員による環境負荷低減のための率先行動計画として「第 2 次青梅市地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境問題への取り組みを進めてきました。

国においては、二酸化炭素の排出が少ない持続可能な都市づくりを進めるため、平成 22 (2010) 年に「低炭素都市づくりガイドライン」が策定され、さらに平成 24 (2012) 年 12 月には、「都市の低炭素化の促進に関する法律 (エコまち法)」が施行されています。

エコまち法の柱の一つである「低炭素まちづくり計画制度」において緑は、CO₂吸収源やバイオマス利用、ヒートアイランド対策による熱環境改善への寄与など、さまざまな役割を果たすことが期待されています。

4) 人口・世帯構造の変化と超高齢社会の進展

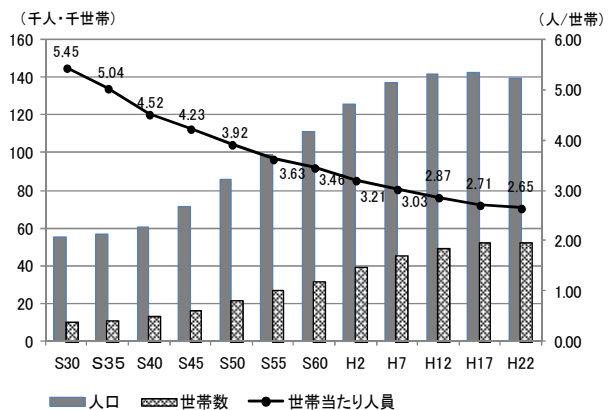
平成 22 (2010) 年の国勢調査によると、日本の総人口は 1 億 2,805 万 7,352 人と、平成 17 (2005) 年の前回調査よりも僅かに増加していますが、世帯の小規模化や高齢化の進行、核家族世帯や単独世帯の増加等の世帯構成の変化がみられます。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、今後は長期の人口減少過程に入ると予測されています。

本市の人口は増加を続けてきましたが、平成 22 (2010) 年の国勢調査の結果は 139,339 人となり、初めて減少に転じました。

さらに、同年の国勢調査による過去 5 年の世帯別の人口動態では、20 代、30 代の子育て世代は転入が多いものの、転出超過となっており、50 代以降の世代では、世代が上がるほど、転入が転出を大きく上回っています。なお、高齢者の転入については、市内に多く立地する高齢者向けの福祉施設等への入所の影響とみられます。

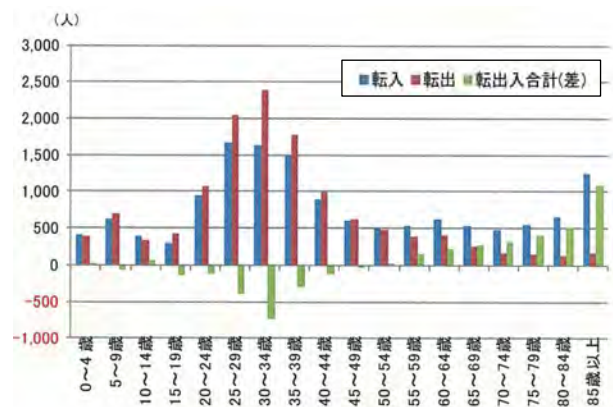
また、国勢調査の推移から予測される本市の推計人口によると、年少人口、生産年齢人口は減少、老年人口は増加し、平成 34 (2022) 年には、134,000 人程度にまで減少すると推計されています。

このように、人口・世帯構造の変化と少子化、超高齢社会の到来に伴い、都市生活のニーズが多様化し、高齢者世帯も増加することが予想されています。



青梅市の人口、世帯数、世帯当たり人員の推移

資料：平成 22 年国勢調査 (総務省)



青梅市の年齢 5 階級別転出入状況 (平成 22 年常住者の 5 年前の居住地による)

資料：平成 22 年国勢調査 (総務省)

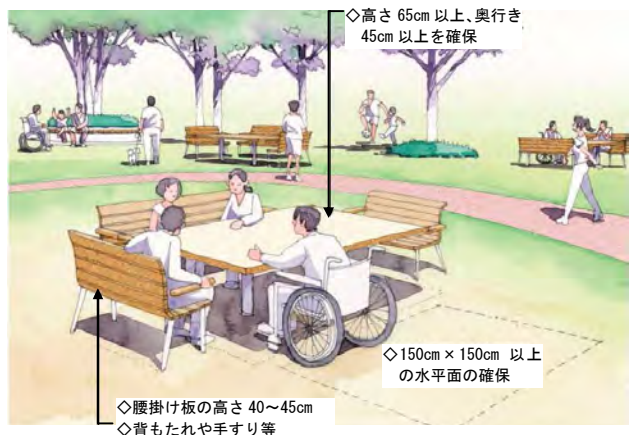
5) ユニバーサルデザイン・バリアフリーの浸透

平成6(1994)年制定の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」および平成12(2000)年制定の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が平成18(2006)年に施行され、建築物や公共交通機関、道路、さらに路外駐車場や都市公園におけるバリアフリー化の促進が図られています。

バリアフリー法にもとづきバリアフリー化を総合的・計画的に推進するために定められた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、超高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者・障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応したバリアフリー化を進めることにより、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にもとづいた、全ての人に使いやすい施設等の整備を実現できるとあります。

都市公園については、バリアフリー法および同法にもとづく各法令の施行を受け、公園管理者等が公園施設の整備を行う際のより具体的な指針として、平成20(2008)年に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」が策定され、平成24(2012)年にはハード・ソフトの両面から都市公園におけるバリアフリー化をより一層推進するため、同ガイドラインの改訂版が策定されています。

本市では、平成25(2013)年4月から公園施設のバリアフリー基準を定め、新設・改築する公園のバリアフリー化に努めています。



ベンチ、野外卓設置のガイドラインのイメージ

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】
(平成24年、国土交通省)

6) 美しい都市づくりへのニーズ拡大

平成16(2004)年度の「景観法」の施行を受け、各地域における景観づくりの意識が高まっています。

本市においても、平成16(2004)年2月に「青梅市景観まちづくり基本方針」を策定し、同年6月には「青梅市の美しい風景を育む条例」を制定しました。この条例にもとづき、平成17(2005)年に「青梅駅周辺地区景観形成基本計画」を策定し、平成25(2013)年には「青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画」を策定しています。

また、平成23(2011)年の市政総合世論調査による市民意向では、重点的に取り組むべき施策として、特に若い世代で「自然と調和した美しいまちづくりに努める」という要望が多くなっています。

重点的に取り組むべき施策 (全体、性別、年齢別) (上位5位)

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 46.7	地域医療・救急医療体制の充実を図る 38.7	自然と調和した美しいまちづくりに努める 28.8	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる。鉄道・バス交通の光栄に向けた取組を強化する 22.8	自然環境の保全・回復に力を入れる 21.0
性別					
男性	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 44.0	地域医療・救急医療体制の充実を図る 36.5	自然と調和した美しいまちづくりに努める 32.6	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる 21.9	自然環境の保全・回復に力を入れる 21.0
女性	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 49.4	地域医療・救急医療体制の充実を図る 40.9	自然と調和した美しいまちづくりに努める 26.1	鉄道・バス交通の光栄に向けた取組を強化する 25.1	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる 23.8
年齢					
20~29歳	子育て支援策を充実させる 33.7	自然と調和した美しいまちづくりに努める 31.7	子どもが楽しく学べる学校をつくる。鉄道・バス交通の光栄に向けた取組を強化する 26.7	交通安全、防災対策を進める 24.8	
30~39歳	子育て支援策を充実させる 47.0	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 35.7	地域医療・救急医療体制の充実を図る 35.1	自然と調和した美しいまちづくりに努める 30.4	交通安全、防災対策を進める。子どもが楽しく学べる学校をつくる 28.0
40~49歳	地域医療・救急医療体制の充実を図る 39.6	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 35.4	鉄道・バス交通の光栄に向けた取組を強化する 29.2	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる 26.4	自然と調和した美しいまちづくりに努める 25.0
50~59歳	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 52.7	地域医療・救急医療体制の充実を図る 48.8	自然と調和した美しいまちづくりに努める 31.2	鉄道・バス交通の光栄に向けた取組を強化する 23.9	防火・防災体制の充実を図る 21.0
60~69歳	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 58.4	地域医療・救急医療体制の充実を図る 43.4	自然と調和した美しいまちづくりに努める 25.8	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる 25.1	災害に備え、中小河川の整備を進める。防火・防災体制の充実を図る 22.6
70歳以上	高齢者の介護予防・生活支援サービスの充実を図る 60.6	地域医療・救急医療体制の充実を図る 34.3	自然と調和した美しいまちづくりに努める 32.4	道路などを整備し、安全な交通環境をつくる 24.7	災害に備え、中小河川の整備を進める。防火・防災体制の充実を図る 21.2

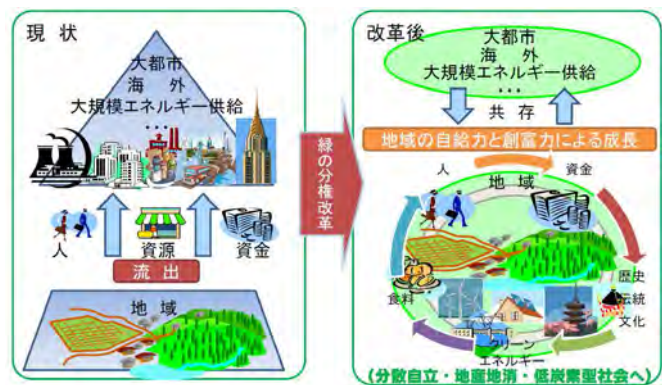
出典：第28回 市政総合世論調査報告書(平成23年、青梅市)

7) 地域資源を活かした地域活性化への期待の高まり

経済活動のグローバル化や技術革新の急速な進展による産業構造の変化、長期化する日本経済の低迷は、地域の産業へも悪影響をもたらしています。本市においても、製造業や農林業が衰退傾向にあり、その担い手も減少しています。

平成 12 (2000) 年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたことを受け、各地方公共団体が地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待されています。

地域主権型社会を確立するため、国では、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、歴史文化資産などの地域資源を最大限活用する仕組みづくりを行い、地域の活性化、絆の再生を図った「緑の分権改革」を推進することを掲げています。



緑の分権改革のイメージ

出典：総務省ホームページ

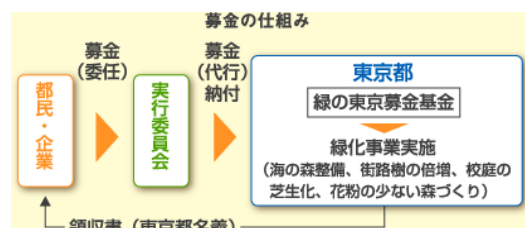
8) 緑に関する法律・制度等の充実

平成 16 (2004) 年に施行された「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」では、緑の基本計画の計画事項に都市公園の整備の方針に関する事項が追加され、さらに、緑化地域制度、立体都市公園制度、借地公園整備の促進などの制度が充実しました。また、平成 23 (2011) 年と平成 24 (2012) 年 4 月には、都市緑地法運用指針が改正されています。

東京都では、平成 22 (2010) 年に、都と区市町共同の地域制緑地の確保方針である「緑確保の総合的な方針」を策定し、その中で「青梅の森」を、確実に保全していく「確保地」として抽出しています。さらに、先導的に取り組むべきプロジェクトとして、本市も対象となっている「丘陵地の緑の保全 - 丘陵地スーパーパーク構想」や「崖線の緑の保全」が示されています。

平成 23 (2011) 年 12 月には、東京都の施設系の緑の整備方針である「都市計画公園・緑地の整備方針」が防災の視点を重視して改定され、平成 32 (2020) 年までに優先的に整備を着手する「重点化を図るべき公園・緑地」に、本市の吹上しょうぶ公園と釜の淵緑地が選定されています。

なお、東京都では、平成 20 (2008) 年に創設した「緑の東京募金」において寄せられた募金を積み立て、街路樹の倍增、校庭の芝生化、花粉の少ない森づくり、海の森の整備などの緑に関する各種事業に充てています。



東京緑の募金のしくみ

出典：緑の東京募金ホームページ

9) 厳しい財政運営への対応

本市の財政運営は、かつては競艇事業収入に支えられ、健全な財政運営を維持することができましたが、社会・経済状況は大きく変わり、全国的に厳しい経済状況を反映して、市税などの経常的な一般財源が減少傾向にあります。その一方で、公共施設の老朽化への対応、社会保障関係費の増加など、行政需要は増加・多様化しており、今後の財政状況は一層厳しくなるものと見込まれています。

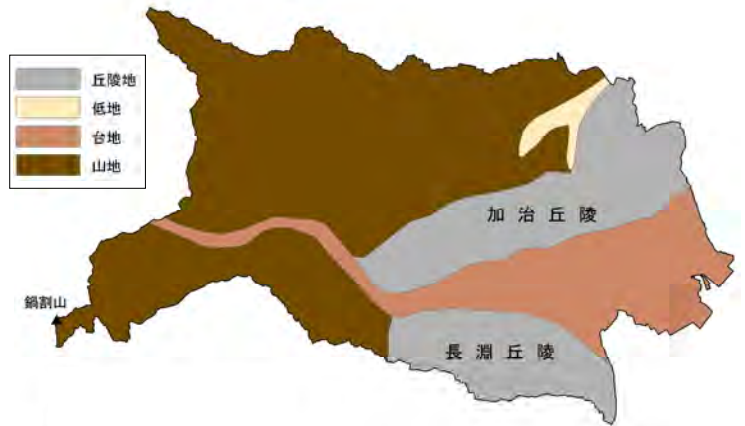
このような歳入の伸び悩みと行政需要の増加・多様化による厳しい財政運営の中で、緑に関する取り組みにおいても、効率的・効果的な対応を図ることが重要となります。

2 緑を取り巻く現況

1) 土地自然特性

① 地形・地質

本市は、関東山地と武蔵野台地が接続するところに位置しています。西部の山地は、標高 900m~1,000m の高地から東に向けて高度を下げて、標高 300m 付近で、丘陵地となっています。丘陵地は、市街地の北部に加治丘陵、南部に長淵丘陵が位置し、その間を扇状に台地が開けています。台地の中央を西から東へ流下する多摩川の両岸は、浸食が進み、その上に河岸段丘が形成されています。また、黒沢川周辺には低地が分布しています。



地形区分図

資料：地形分類図（昭和 63 年、国土交通省土地・水資源局）をもとに作成

市域の海拔最高点は鍋割山の 1,084m、最低点は北東に位置する成木川西都橋下流の 103m で、高低差約 1,000m と起伏に富んでいます。地質は、山地の大部分が秩父古生層からなっており、丘陵地および台地においては、上部層をいわゆる関東ローム層がおおい、その下に砂れき層が広がっています。

② 水系

本市の水系は、市域中央を流れる多摩川とこれに注ぐ多くの支流をもつ多摩川水系と北部を流れる霞川、成木川などの荒川水系により構成されています。このうち、一級河川は 8 本で、多摩川水系が 3 本（多摩川・大荷田川・鳶巣川）、荒川水系が 5 本（霞川・成木川・黒沢川・北小曾木川・直竹川）となっています。

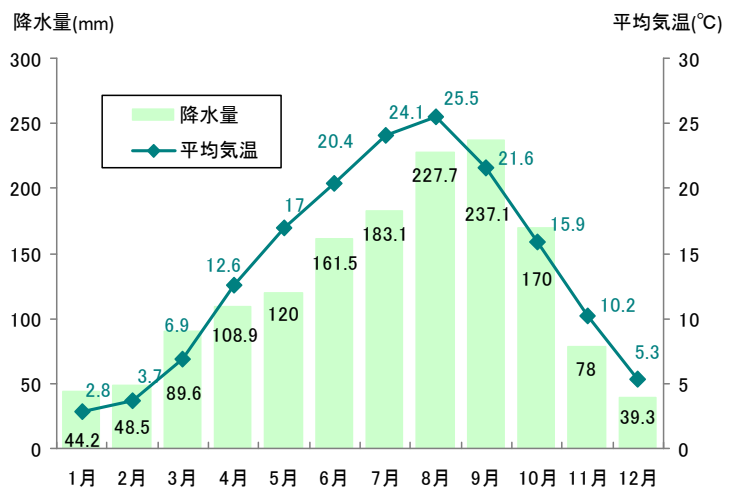


河川分布図

資料：みどり率データ（平成 20 年、東京都環境局）をもとに作成

③ 気象

アメダス青梅観測所の観測による月別気温の平均値は、8 月が最も高い 25.5℃ となっています。最も低い気温は 1 月の 2.8℃ です。降水量は、8 月から 9 月にかけて、最も多くなっています。



月ごとの降水量と平均気温

資料：気象庁気象統計情報をもとに作成
※データは 1981 年から 2010 年までの平均値

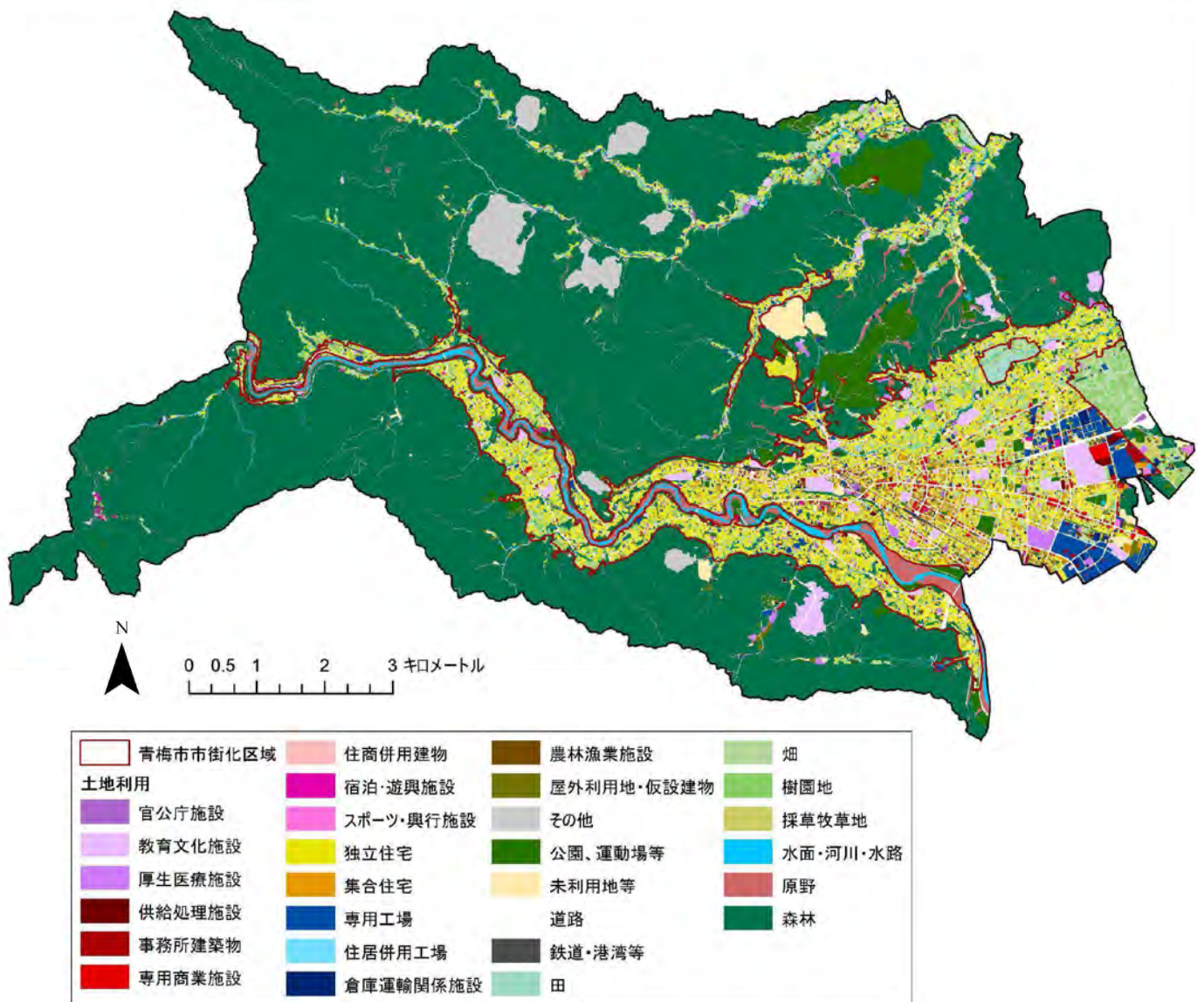
④ 土地利用

本市は、市域の約 60%を森林が占めており、河岸段丘上と市域東部の扇状地には市街地が広がっています。多摩川の中下流では広い河原と河岸段丘が形成されており、公園・運動場等として利用されています。

森林が多くを占める市街化調整区域内には、採石場やゴルフ場、墓園、大学などの大きな開発が点在しています。北東部の成木川、黒沢川の周辺では、河川に沿うように集落が形成されているほか、厚生医療施設が多く分布しています。また、市街化調整区域の東部の平坦地は、まとまった田畑や樹園地などの農地として利用されています。

市街化区域全般は住居系の土地利用となっており、教育文化施設や公園等が点在しています。また、市街化区域の東部は、工業系の土地利用が集積しています。

青梅駅、東青梅駅、河辺駅を中心とする中心市街地では、商業地が集積し、市の中核となる官公庁施設や医療施設、文化・スポーツ施設が立地しており、本市の核的都市機能の集積地区となっています。



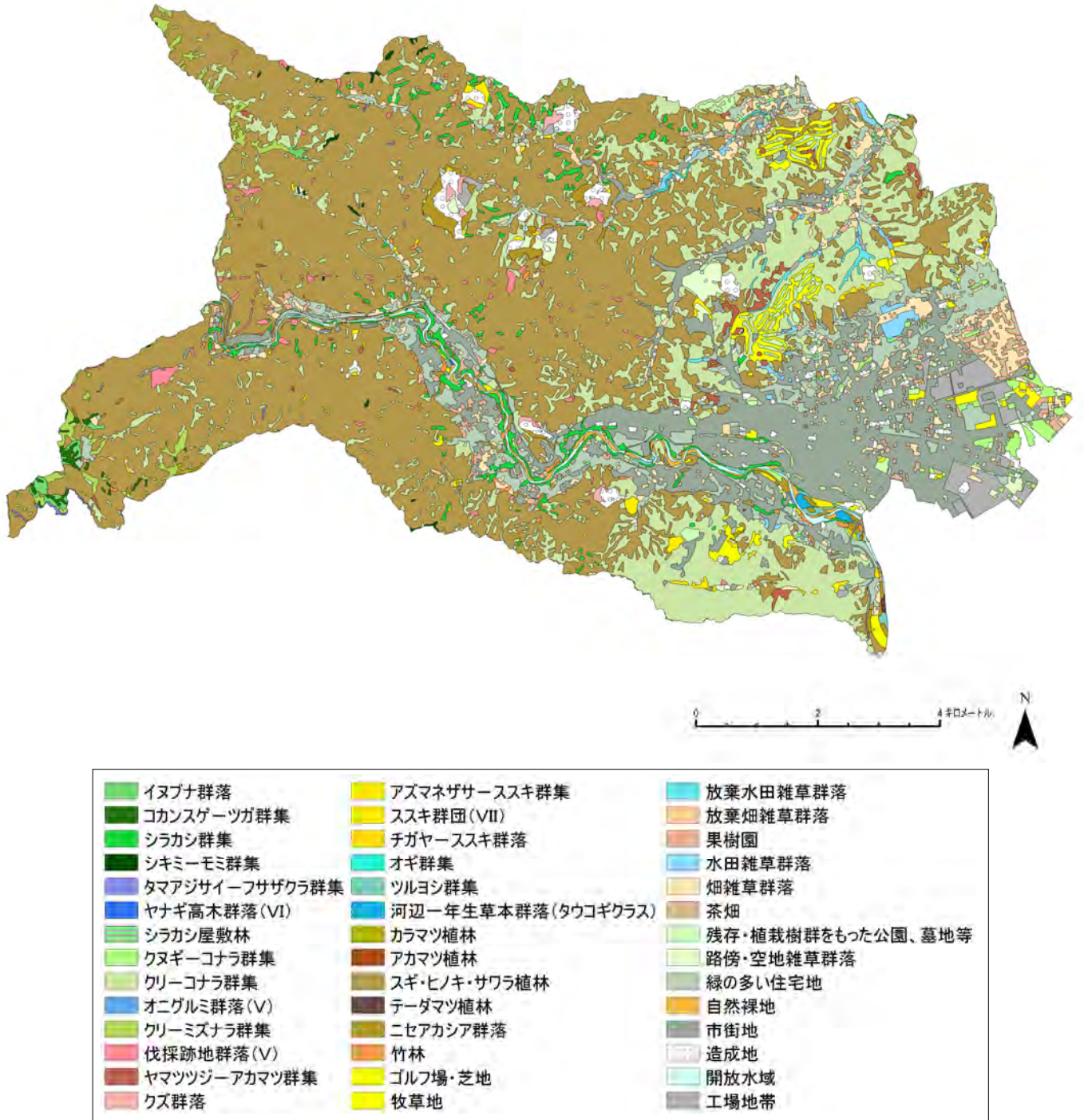
土地利用現況図

資料：平成 19 年度土地利用現況調査（東京都都市整備局）をもとに作成

⑤ 植生

南部の長淵丘陵では、コナラ・クリ群集が多くみられます。北部では、アカマツ・ヤマツツジ群集がみられます。西部の山林では、スギ・ヒノキ・サワラ植林が大部分を占めており、その他に夏緑広葉樹林帯であるブナクラス域の代償植生であるミズナラ・クリ群集や、コナラ・クリ群集がみられます。多摩川の周囲では、伐跡群落と畑地雑草群落がみられます。

台地は、そのほとんどが市街地であり、住宅地や畑地雑草群落、残存・植栽樹林群をもった公園、墓地等がみられます。



植生図

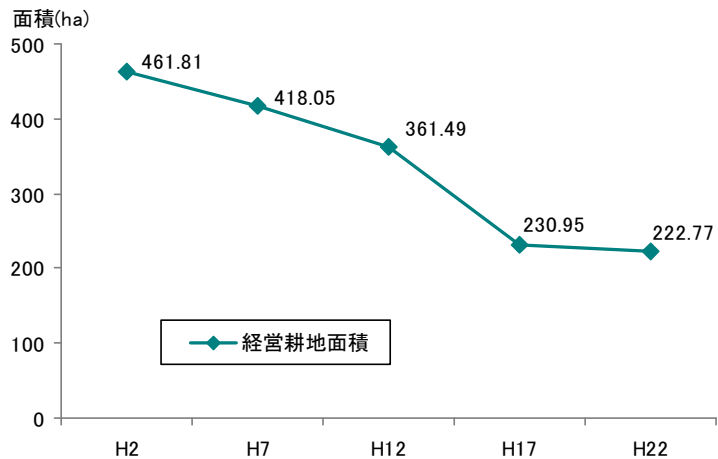
資料：第6回・7回自然環境保全調査データ（平成19年度、環境省自然環境局）をもとに作成

2) 農林業

① 青梅市の農業の特徴

本市では、多様な地形と自然環境を活かし、施設野菜や観光農園、植木、花卉などのさまざまな形態の農業が営まれています。特に養豚、養鶏、酪農などの畜産は、収益性が高く、市の農業の中核をなしています。

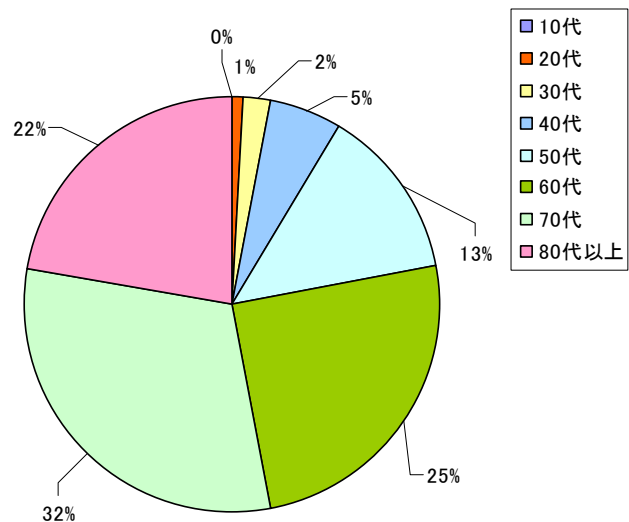
しかし、農業経営体の経営耕地面積は、平成 22 (2010) 年現在は約 223ha と、平成 2 年の約 462ha から 20 年間で約 239ha 減少し、平成 2 (1990) 年の半分の面積となっています。



経営耕地面積

資料：東京都農林業センサス

平成 22 (2010) 年の農家人口は、835 世帯で、総世帯数の 1.4% と非常に低い割合となっています。また、農業就業人口全体の 8 割近くが 60 代以上の高齢者となっています。



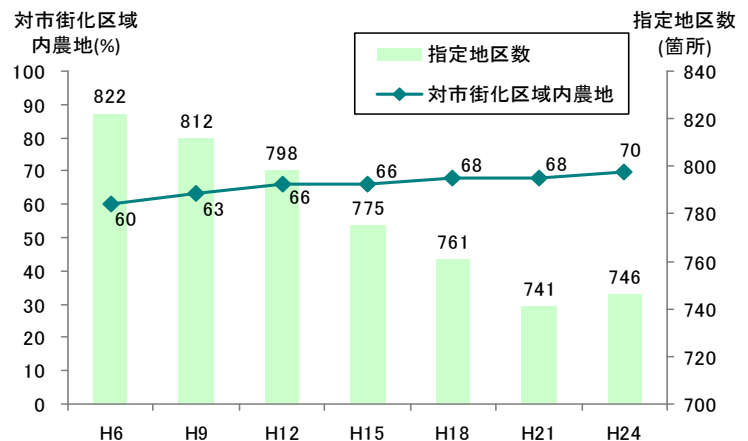
農業就業人口 (自営農業に主として従事した世帯員)

資料：東京都農業センサス

② 生産緑地

生産緑地地区は、公害や災害の防止および農林業と調和した良好な都市環境の保全ならびに都市景観の形成を図るため、市街化区域内にある農地等を計画的かつ永続性のある緑地として保全する都市計画の制度です。

市内の生産緑地は、平成 6 (1994) 年には 822 地区ありましたが、平成 24 (2012) 年には 746 地区に減少しています。面積は、平成 6 (1994) 年の 176ha から平成 24 (2012) 年には 143.6ha になっています。一方、市街化区域内農地に対して、生産緑地が占める割合は増加しており、平成 6 (1994) 年と比較して平成 24 (2012) 年は 10 ポイントの増加がみられます。



生産緑地の対市街化区域内農地割合と指定地区数の変遷

(平成 24 年 10 月時点)

③ 農家の意向

本市の「農家意向調査報告書（平成 22 年）」によると、経営規模拡大を希望する農家は全体の 1.0%しかなく、現状維持が約 7 割、経営規模を縮小・廃業は約 2 割に上ります。

④ 市民農園等

本市では、市民が土に親しむための市民農園を設けています。平成 24（2012）年現在は、17 農園が開園しており、総面積は 18,751m²、設置区画数は 929 区画となっています。

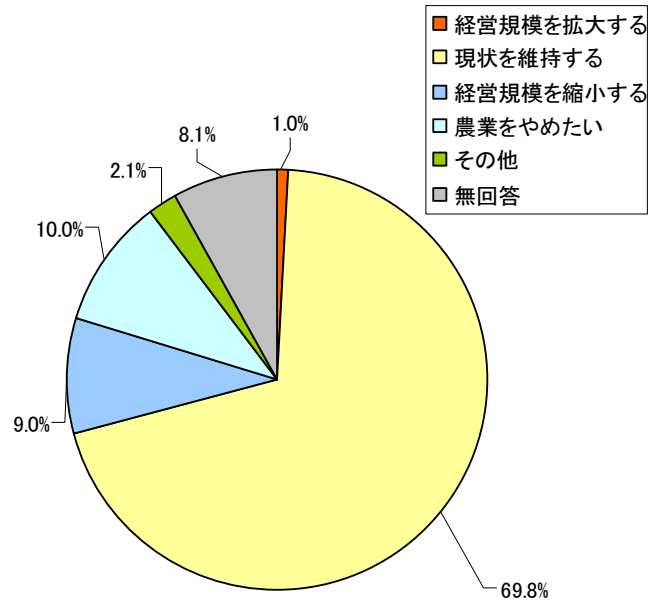
また、農家自身が開設する農業体験農園と農家開設型市民農園は計 4 農園、総面積は 4,673m²となっています。なお、「青梅市農家開設型市民農園整備費補助金交付要綱」にもとづき、それらの農家に対して、農園の看板、農業用倉庫、上下水道施設、簡易トイレ等の施設整備費の補助を行っています。

⑤ 青梅市の林業の特徴

本市周辺の地域はかつて、林業が盛んな地域として「^{そまのほ}柚保」と呼ばれ、多摩川の水運を利用して、城や街の整備や生活のための木材や薪炭を供給しており、明治時代から昭和にかけては、さらに発展しました。しかし、戦時中から戦後にかけて急増した木材需要に対応して、全国的に推し進められた、おもに広葉樹からなる天然林を伐採した跡地や原野などを針葉樹中心の人工林に置き換える「拡大造林政策」によって、本市の森林の多くも人工林となりました。

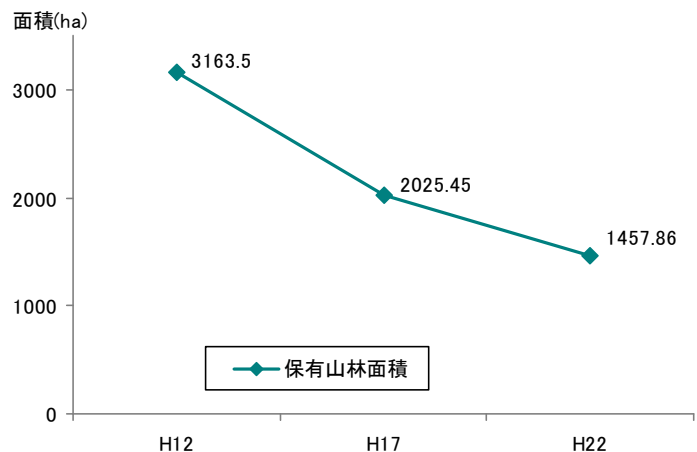
近年の本市を含めた全国的な林業の状況は、薪炭に代わる化石燃料の台頭や、外国産材の輸入の増大、建築様式の変化などに伴う国産材価格の低迷、林業従事者の減少・高齢化の進行により、森林の荒廃や放置林化が危惧されています。

総務省統計局の国勢調査によると、本市の林業就業者は平成 17 年（2005）現在で 36 人、林業経営体は平成 22（2010）年現在で 75 経営体あります。林業経営体の保有山林面積は約 1,458ha となっており、平成 12（2000）年と比較して約 1,700ha も減少しています。



今後の経営農業規模の意向

資料：農家意向調査報告書*（平成 22 年、青梅市）
※市内在住農家約 1000 戸を対象に調査を行い、約半数の 520 戸の農家から回答を得た。

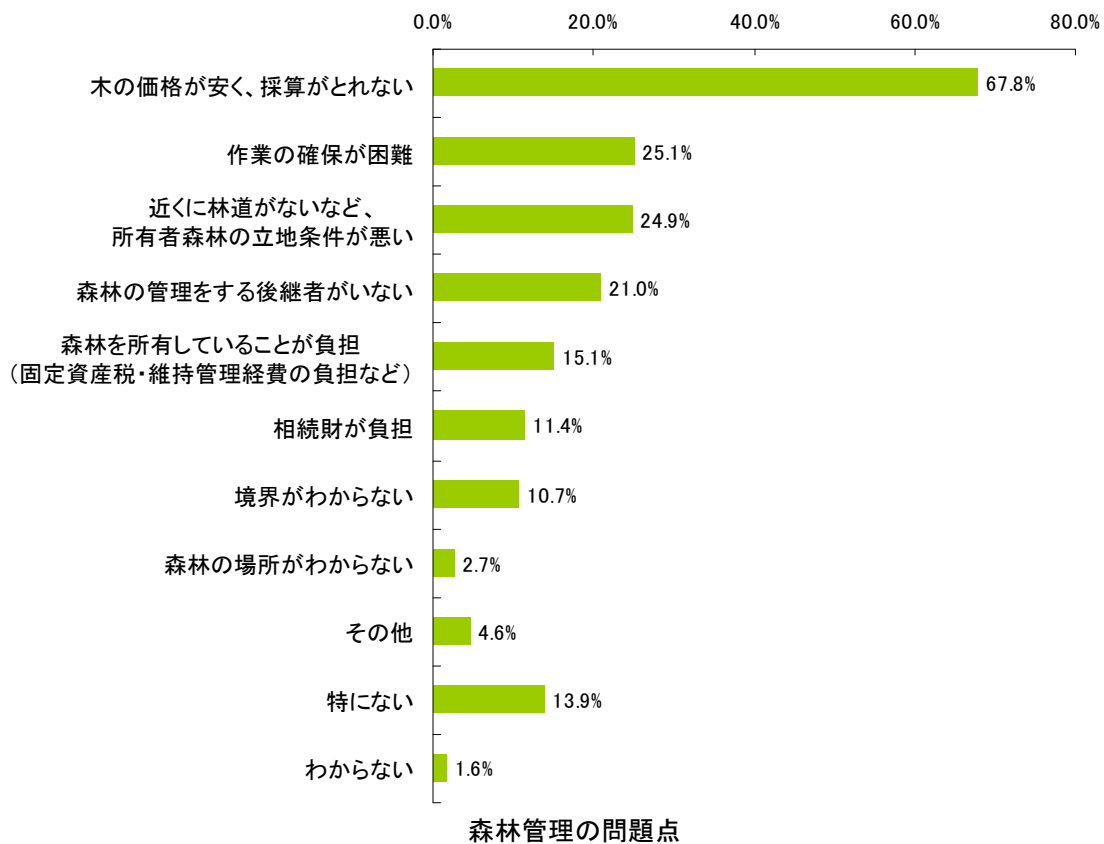


保有山林面積の変遷

資料：東京都農林業センサス

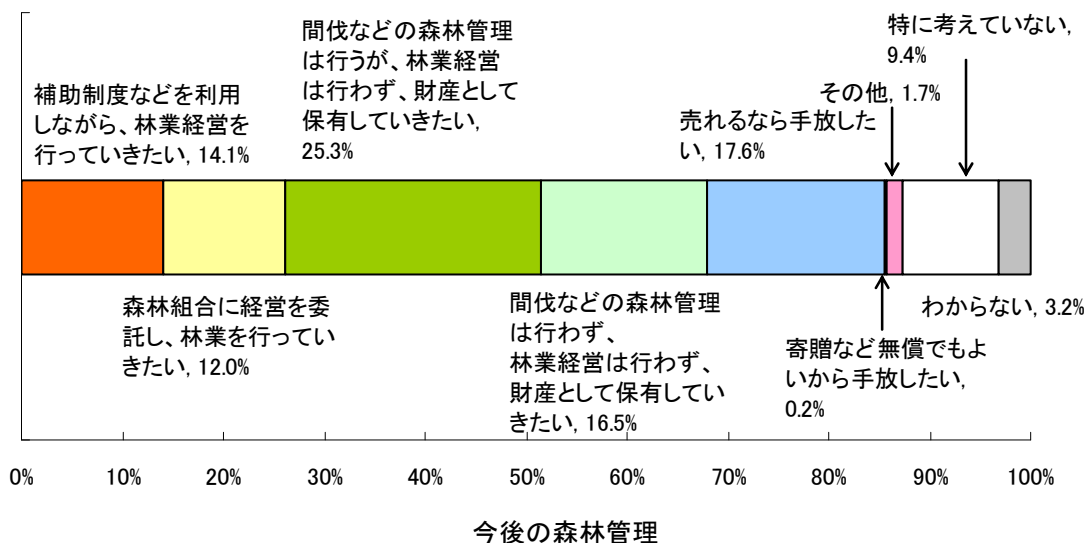
⑥ 森林所有者の意向

多摩地域の森林所有者 591 人に対して行った「森林に関する意向調査（平成 20 年、東京都）」によると、森林を管理する上での問題点について、「木の価格が安く、採算がとれない」という回答が、67.8%と全体のおよそ 3 分の 2 を占めています。



資料：『森林に関する意向調査』（平成 20 年、東京都環境局）をもとに作成

今後の森林管理については、「間伐などの森林管理は行うが、林業経営は行わず、財産として保有していきたい（25.3%）」という回答が最も多くなっています。一方、森林を手放したいと答えた人は、「売れるなら手放したい」と「寄贈など無償でもよいから手放したい」をあわせて、17.8%を占めています。



資料：『森林に関する意向調査』（平成 20 年、東京都環境局）をもとに作成

⑦ 農林地における有害鳥獣への対応

農林地の放棄・荒廃に加え、狩猟者の減少・高齢化等により、野生鳥獣の生息環境が変化し、鳥獣被害が全国的に増加しています。

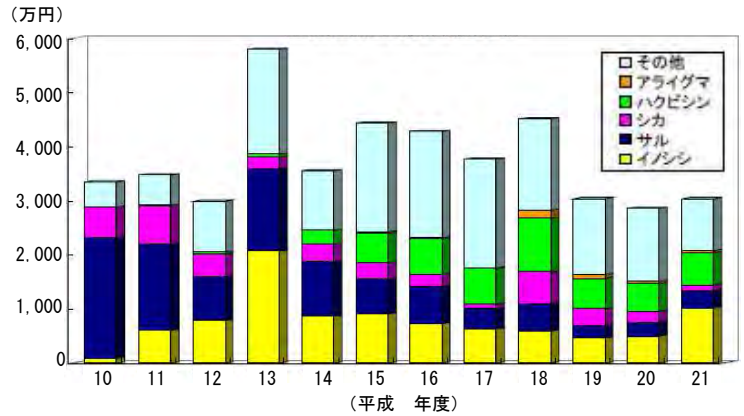
多摩地域の野生獣による農作物被害は、年度によって多少の増減はありますが、ほぼ横ばいの状態にあります。主な加害獣は、シカ、サル、イノシシ、アライグマ、ハクビシンなど、多様な獣種が確認されています。本市では、シカやイノシシなどが確認されています。

特にシカによる食害や踏み荒らしは、農作物に限らず森林も深刻な影響を受けています。

本市におけるシカの生息状況については、西部・北部地域の山林に生息していると推察されています。その分布の推移をみると、平成10（1998）年以降に本市でも確認されるようになっていきます。

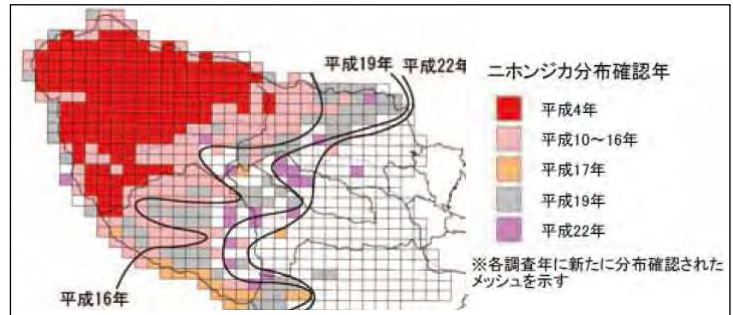
そのような状況の中、東京都では、人とシカが共存する豊かな森づくりを目指し、平成24（2012）年に「第3期シカ保護管理計画」を策定しています。その計画の中では、本市を含んだエリアを「被害防除対策エリア」と位置づけ、「点在する自然林や二次林に残された植生を維持していく」、「植生の裸地化や農林業被害が顕在化しない状態をめざす」という目標像を示しています。

また、東京都では、「第3期シカ保護管理計画」と連携した「多摩の裸山みどり復活プロジェクト」により、治山事業や食害防止措置と一体となった造林補助等の総合的な森林対策も実施しています。



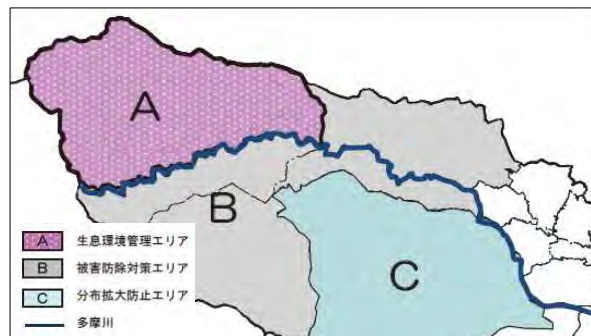
多摩地域における主な野生獣による農作物被害金額

出典：第3次東京都獣害対策基本計画（平成23年、東京都産業労働局）



聞き取りによる目撃例から推定したシカ分布

出典：第3期シカ保護管理計画（平成24年、東京都産業労働局）



シカの保護管理の目標を達成するための管理地域区分

出典：第3期シカ保護管理計画（平成24年、東京都産業労働局）

3) 歴史・文化・観光資源

本市には、国・都および市指定の文化財が計 202 件あります。その中でも天然記念物では、ウメやイチョウ、スギなどが指定され、史跡・旧跡・名勝では、寺社等が指定されています。

東京都では、市民に文化財を身近に感じてもらうため、平成 24 (2012) 年 10～11 月に「東京文化財ウィーク 2012」を開催しました。市内では、寺社をはじめとした文化財が公開され、各公開場所には「解説カード」が設置されました。また、郷土博物館では「東京文化財ウィーク 2012 パンフレット」を無料配布し、土・日曜日、祝日には「解説ボランティア」による解説が行われました。

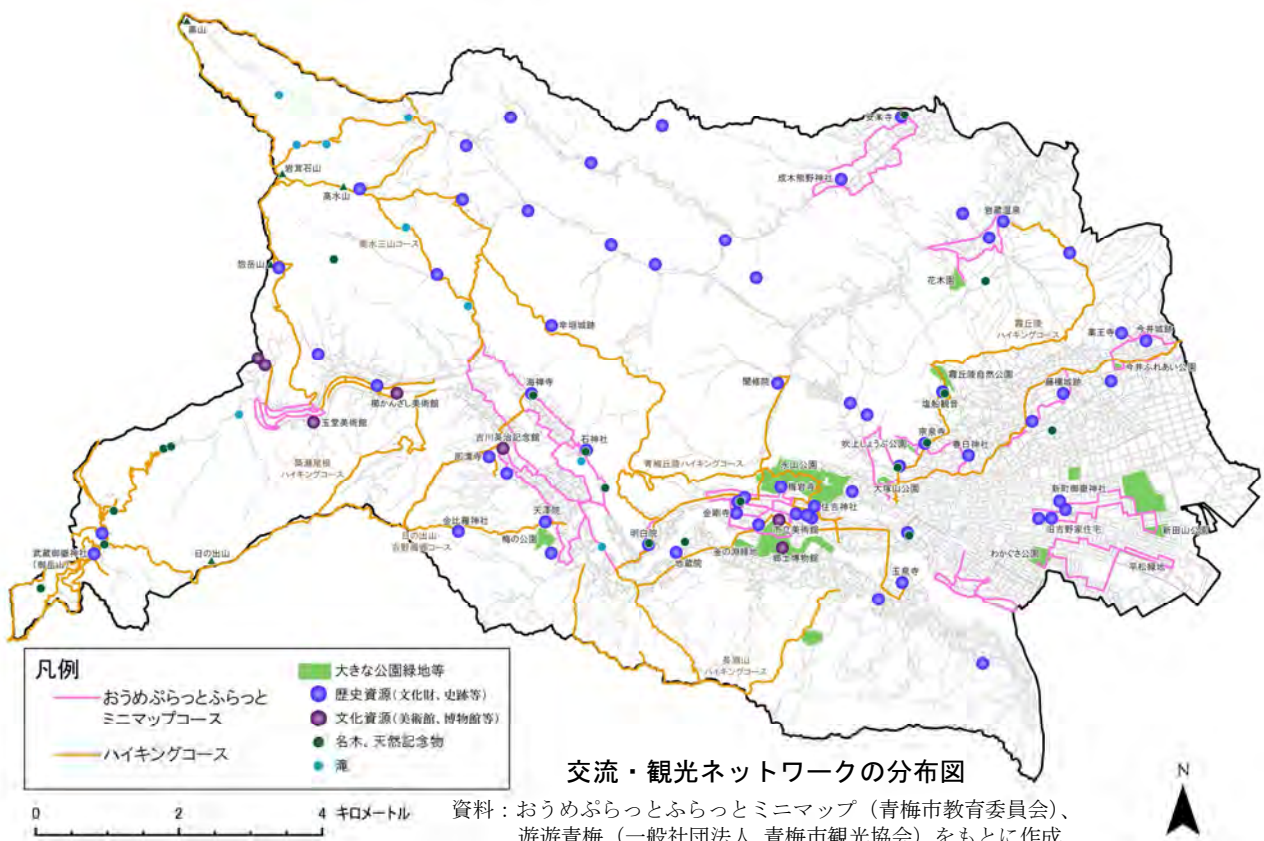
青梅市内の文化財

種別	国	東京都	青梅市	合計
国宝	2	-	-	2
重要文化財	9	-	-	9
重要美術品	4	-	-	4
有形文化財	-	29	84	113
無形民俗文化財	-	3	7	10
有形民俗文化財	-	1	8	9
天然記念物	1	4	14	19
史跡	-	7	23	30
旧跡	-	2	3	5
名勝	-	1	-	1
合計	16	47	139	202

資料：青梅市郷土博物館（平成 20 年）

また、本市には、山や川での行楽や、緑豊かな美景に包まれた美術館・博物館めぐり、公園等の魅力を活かした四季折々の行祭事など、豊富な緑による観光資源に恵まれています。

さらに、これらの資源をつなぐハイキングコースや「おうめふらっとふらっとミニマップコース」が整備され、広報されるなど、交流・観光ネットワークも充実しています。



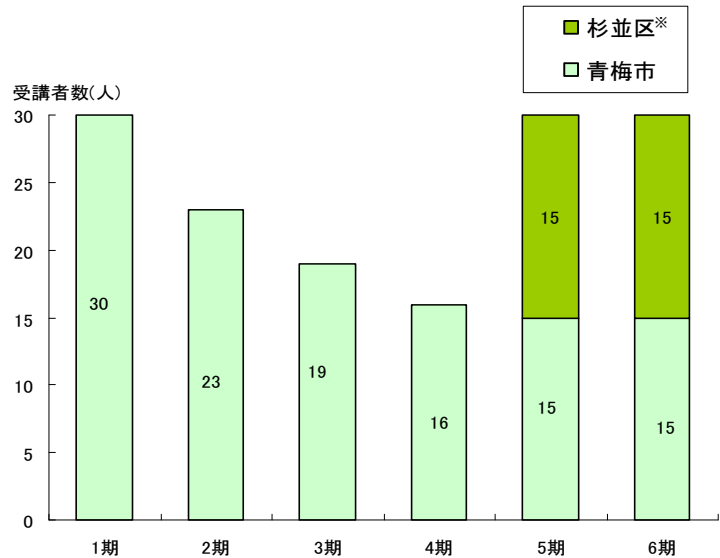
4) 緑に関する取り組みの状況

【森林ボランティア等の育成】

本市では、森林整備の担い手となる森林ボランティアの育成と組織化を目的に、平成14(2002)年から2年を1期間として、「森林ボランティア育成講座」を開催しています。第2期から落ち込んだ講座受講者数ですが、平成22(2010)年度の第5期からは交流協定を結んでいる杉並区と共同で開催し、第5期(平成22～23年)と第6期(平成24～25年)は30名の定員に達しています。

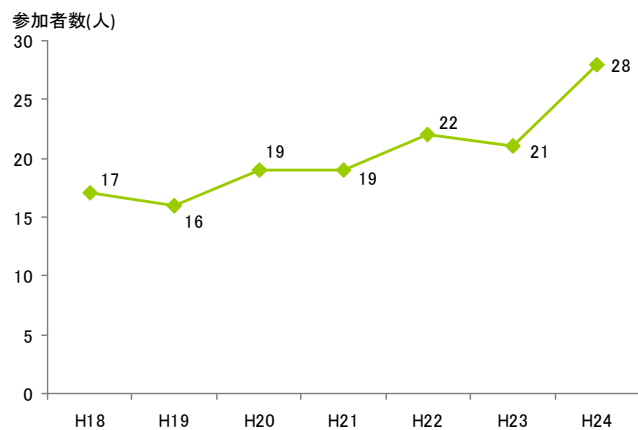
また、市内の公園・緑地内等において下草刈りや間伐等の緑地管理作業等を行う緑地管理ボランティアを募り、公園緑地の利用推進と緑の保全・育成を図っています。その活動内容は、公園・緑地内の下草刈りや間伐、樹木の生育を阻害するつる草等の除去、樹木等の調査から、市民を対象とした環境学習まで多岐にわたっています。平成18(2006)年以降、参加者数は増加傾向にあります。

平成22(2010)年10月からは、「森林ボランティア育成講座」の卒業生を中心としたボランティアグループの森守会により、「青梅の森」内等で下刈り、伐採、枝打ち等の手入れが行われています。



森林ボランティア育成講座受講者数の変遷

※平成22(2010)年度の第5期からは交流協定を結んでいる杉並区と定員15名ずつとしている。



緑地管理ボランティア参加者数の変遷

【みどりと水のふれあい事業】

「青梅しみどりと水のふれあい事業推進協会」は、市民の協力を得て、緑と水に関する情報提供やイベントを、年間を通して実施しています。

みどりと水のふれあい事業推進協会の取り組み

普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報おうめへの掲載とホームページの活用 ・ 緑化普及啓発
調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちかど花苗育成研究
緑化・花いっぱい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちかど花いっぱい促進 ・ 花しょうぶ苗の販売・駐車場料金徴収
水辺のふれあい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川清掃活動援助 ・ ヤマメの里親教室 ・ 蛍の保護育成 ・ 多摩川1万人の清掃大会 ・ 炭焼き体験教室

【ウメ輪紋ウイルスへの対策】

平成 21 (2009) 年 4 月に、市内の梅樹から日本で初めてウメ輪紋ウイルス (PPV: プラムボックスウイルス) の発生が確認されました。ウメ輪紋ウイルスは、ウメやモモ、スモモ等サクラ属の植物に感染する植物ウイルスであり、植物防疫法施行規則において「まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物」に指定されています。感染した果実が成熟前に落果する等の被害があることで、知られています。

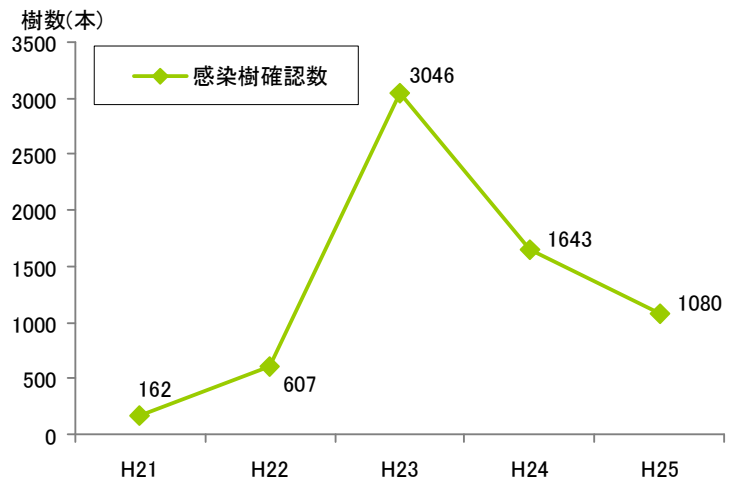
農林水産省の調査では、市内において、平成 21 (2009) 年に PPV 感染樹が確認されてから、平成 23 (2011) 年には、3,046 本にまで増加し、その後は防除対策等により減少しているものの、多くは生産園地と民家のウメから確認されています。

本市では、関係機関および各団体との連絡調整を行う「プラムボックスウイルス対策連絡会」と、「広報おうめ」を通じた広報活動、国および東京都による地元説明会を中心に対策を実施しています。

さらに、平成 24 (2012) 年 3 月に、学識経験者や市内関係団体代表者等により構成された「青梅市梅の里再生計画検討委員会」を設置し、平成 25 (2013) 年 3 月には、同委員会の提案をもとに「青梅市梅の里再生計画」を策定しました。現在、同計画にもとづき、梅の里の再生・復興に取り組んでいます。

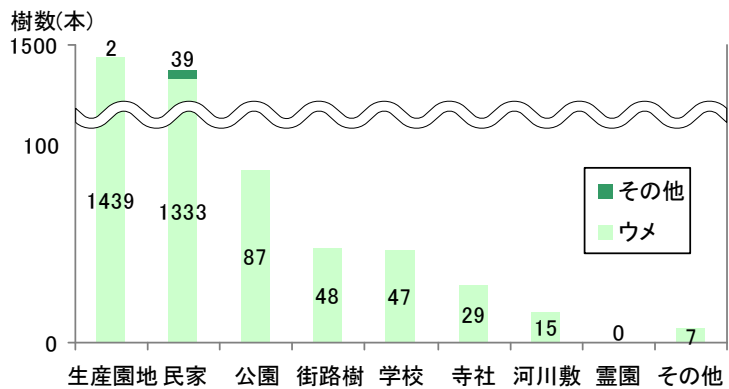
【生け垣設置の促進】

本市では、「青梅市生け垣設置費補助金交付要綱」にもとづき、道路に接する生け垣を設置する市民に対して、一定の要件を満たした場合、生け垣の設置に要する経費の一部を補助しています。これまでに設置された生け垣は累計 3,191m、ブロック塀の撤去は累計 228m となっています。また、市内 3 箇所に見本の生け垣を設置するなど、生け垣の設置による緑化促進に取り組んでいます。



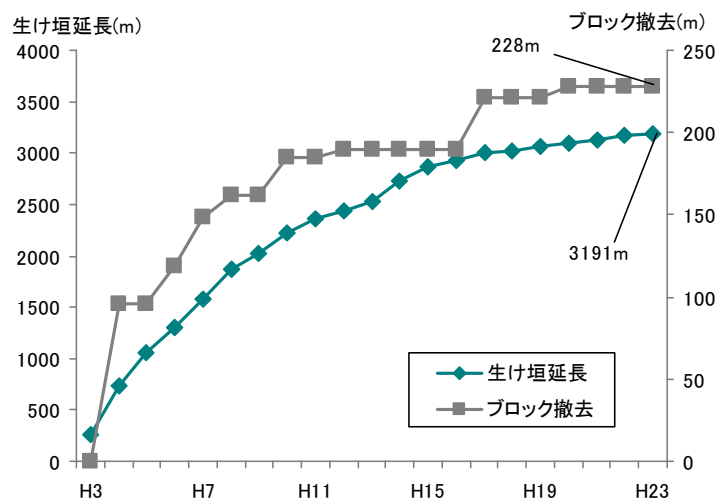
青梅市内の P P V 感染樹数の推移

資料：農林水産省横浜植物防疫所発表資料(平成 26 年 2 月 3 日)をもとに作成



平成 23 年度の青梅市内の P P V 感染樹数

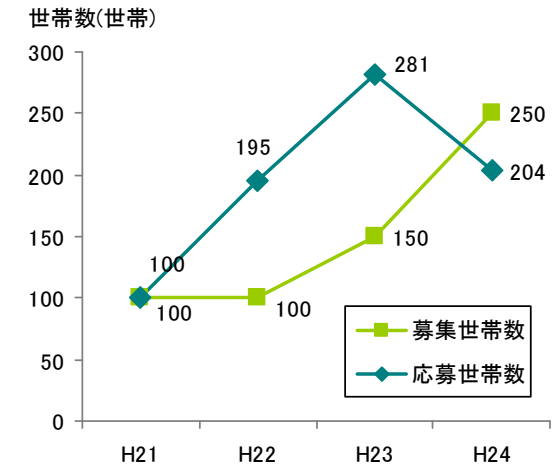
資料：農林水産省横浜植物防疫所発表資料(平成 24 年 1 月 23 日)をもとに作成



生け垣とブロック撤去の延長距離

【「みどりのカーテン」づくり】

本市では、「みどりのカーテン」を推奨しており、その一環として、「みどりのカーテン育成モニター事業」を行っています。市内の世帯を対象に、ゴーヤの苗育成キットを配付し、育成結果の報告等をモニターにお願いしています。育成モニター経験世帯が再度応募することはできないため、応募世帯は平成 23 (2011) 年度が最も多くなっているものの、応募世帯の増加に伴い、平成 24 (2012) 年度には、募集世帯が 200 世帯を越えています。また、「みどりのカーテン」を設置する個人や団体を表彰する「みどりのカーテンコンテスト」を毎年開催しており、平成 24 (2012) 年度は、個人部門 45 世帯と団体部門 11 団体の募集がありました。



モニター事業の募集世帯数と応募世帯数の推移

さらに本市では、公共施設への「みどりのカーテン」導入も積極的に取り組んでいます。平成 22 (2010) 年度は市民センター6 施設であったのが、平成 23 (2011) 年度には、市民センター11 施設となり、平成 24 (2012) 年度には、市民センター11 施設に加えて、市役所や小学校 10 校、中学校 8 校でも「みどりのカーテン」が導入されています。



沢井市民センター



吹上中学校

【梅の古木等の保護】

梅の古木、名木および梅林として価値あるものを指定し、これらの所有者または占有者に対し、梅の古木等の管理に要する経費の一部を補助しています。

平成 24 (2012) 年度には、44 件、合わせて 56 本の梅樹と 1 つの梅林が指定されています。特に梅郷地区では、44 件中 21 件、56 本中 29 本と 1 つの梅林が指定されており、指定木の半数以上を占めています。

【オープンガーデン】

市内には、個人所有の庭を他の市民や本市を訪れた方々に無料開放するオープンガーデンがみられます。吉野梅郷には6ヶ所あり、趣旨に賛同された方の善意により運営されています。

オープンガーデンは、「観光歩き道マップ（梅の郷コース）」に掲載され、歩き道コースの順路に組み入れられており、気軽に梅樹や草花を見ることができます。

【企業の森】

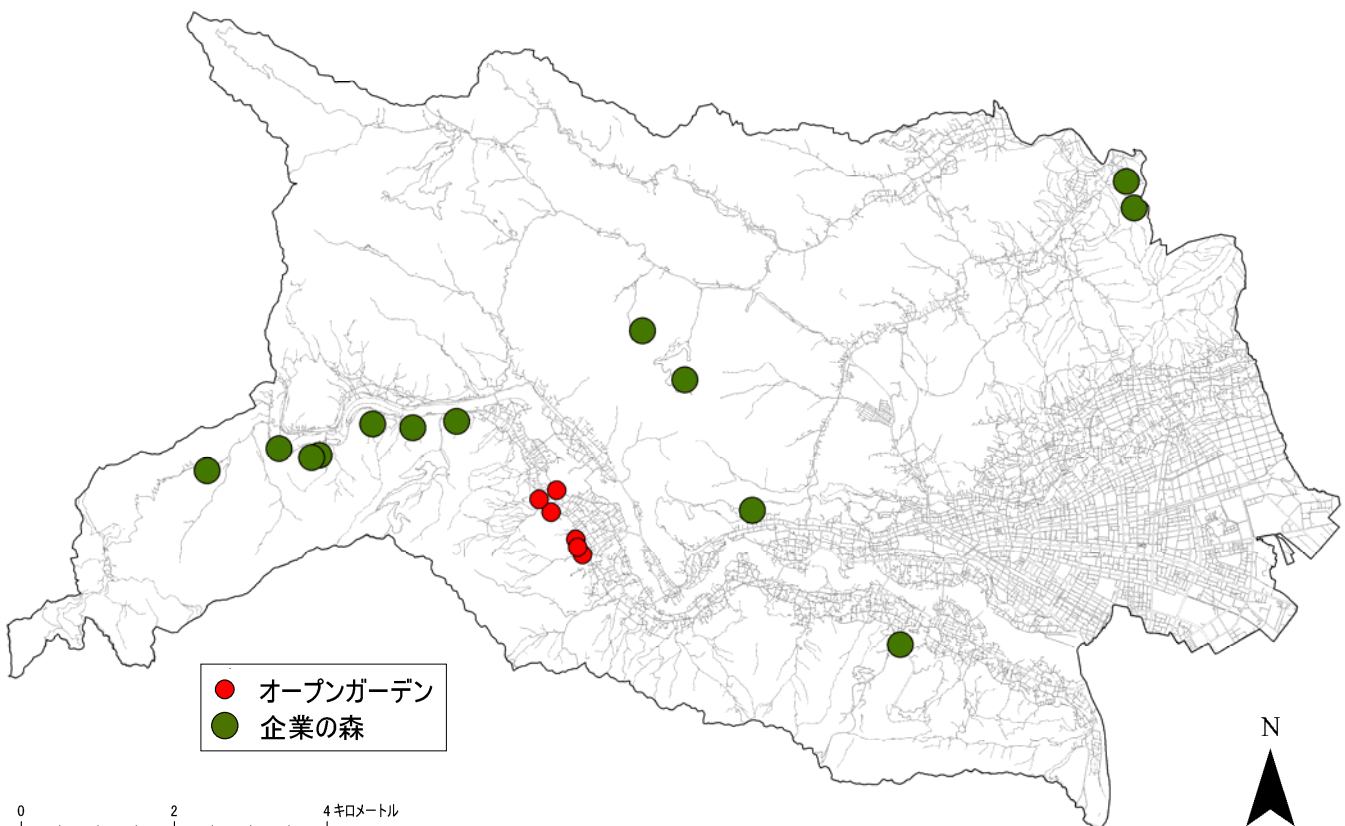
企業・団体の協賛により森林整備を行う「企業の森」は、東京都と「(公財) 東京都農林水産振興財団」による「花粉の少ない森づくり運動」の一環として、平成19(2007)年から実施されています。対象となる森林の所有者、企業(団体)、「(公財) 東京都農林水産振興財団」の三者で10年間の森林管理に関する協定を締結し、その間、企業(団体)は森に名前をつけ、社会貢献活動のPRや、研修の場として利用することができます。

都内にある19箇所の企業の森のうち、13箇所が市内にあり、各企業によって、植樹や下草刈り、遊歩道整備などが行われ、その活動状況が企業のホームページに公開されるなどしています。



企業の森での取り組みの様子

出典：企業の森 平成24年度 イベント報告
(公益財団法人 東京都農林水産振興財団)



オープンガーデンおよび企業の森の位置図

5) 従前の計画で定めた目標の達成状況

① 市民一人あたりの公園緑地等の面積

市民一人あたりの公園緑地等の面積は、従前の計画策定時には 10.96m²/人でしたが、現在は、11.87m²/人に増加しています。ただし、従前の計画で掲げていた目標量の 18.0m²/人は達成されていません。

公園緑地等の面積については、減らす目標を掲げたその他条例等による公園を除き、目標量は達成していません。なお、児童遊園については、目標量の面積は達成していないものの、現況の人口が、従前の計画策定時に想定していた人口よりも4万人以上少なかったため、市民一人あたりの公園緑地等の目標量の面積は達成しています。

市民一人あたりの公園緑地等の面積

緑地分類		平成9年当時の現況 (従前の計画策定時)	①平成22年の目標量 (従前の計画策定時)	②平成25年の現況	達成状況 (②-①)
児童遊園	面積※1	4.23ha	4.15ha	3.98ha	-0.17ha
	一人※2	0.31m ² /人	0.23m ² /人	0.29m ² /人	0.06m ² /人
住区基幹公園	面積※1	25.80ha	45.48ha	27.41ha	-18.07ha
	一人※2	1.87m ² /人	2.50m ² /人	1.98m ² /人	-0.54m ² /人
都市基幹公園	面積※1	40.33ha	103.00ha	47.80ha	-55.20ha
	一人※2	2.92m ² /人	5.66m ² /人	3.45m ² /人	-2.24m ² /人
都市緑地等	面積※1	61.57ha	173.23ha	61.67ha	-111.56ha
	一人※2	4.46m ² /人	9.52m ² /人	4.46m ² /人	-5.10m ² /人
その他条例等 による公園	面積※1	19.32ha	1.66ha	23.47ha	21.81ha
	一人※2	1.40m ² /人	0.09m ² /人	1.70m ² /人	1.59m ² /人
合計	面積※1	151.25ha	327.52ha	164.34ha	-163.18ha
	一人※2	10.96m ² /人	18.00m ² /人	11.87m ² /人	-6.24m ² /人
人口		138,000人	182,000人	138,431人	—

※1 公園面積

※2 市民一人あたりの公園緑地等の面積

② 永続性のある緑地の確保目標量

永続性のある緑地の確保目標量は、従前の計画と把握方法が異なるため、単純に比較することはできません。

公園緑地等の都市施設とする緑地は、従前の計画策定時よりも増加しています。

制度上安定した緑地は、その他の公共空地や生産緑地、市民農園が減少しているものの、特別緑地保全地区と条例等による保全地域が1箇所ずつ増え、面積も大きく増加しています。

社会通念上安定した緑地の対象区域に大きな変化はみられません。

永続性のある緑地

緑地種別	平成9年当時の現況 (従前の計画策定時)	平成22年の目標量 (従前の計画策定時)	平成25年の現況
	面積(ha)	面積(ha)	面積(ha)
公園緑地等の都市施設とする緑地	151.25	327.52	164.34
制度上安定した緑地	7074.05	6494.37	7240.19
社会通念上安定した緑地	34.18	54.16	1049.09
永続性のある緑地	7259.48	6876.05	8453.62

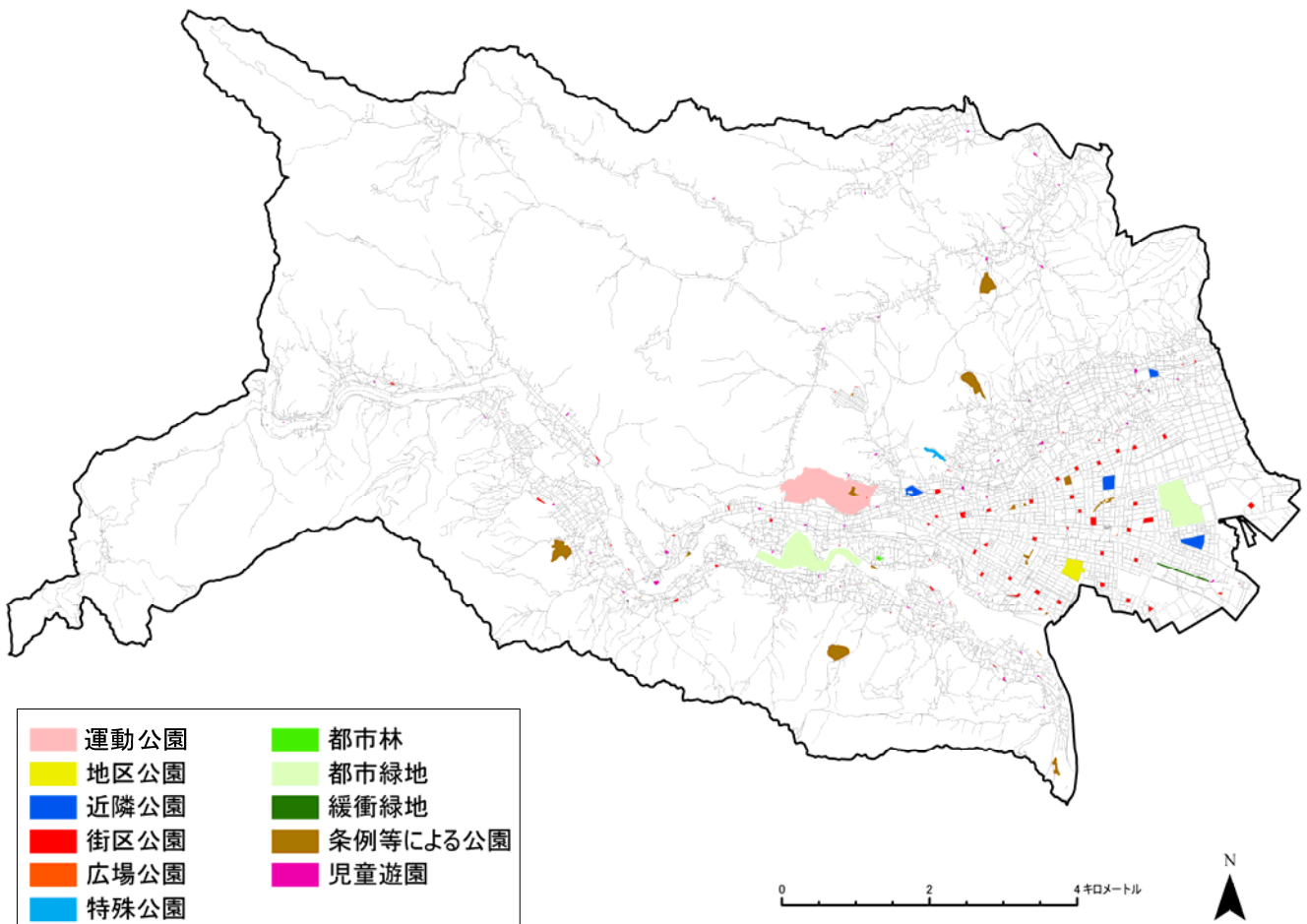
：緑地種別ごとの確認指標

：永続性のある緑地の算出に用いた数値

公園緑地等の都市施設とする緑地の確保量

緑地分類	平成9年当時の現況 (従前の計画策定時)		平成22年の目標量 (従前の計画策定時)		平成25年の現況		
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
児童遊園	54	4.23	53	4.15	50	3.98	
基幹公園 住区	街区公園	60	11.82	90	18.09	79	12.38
	近隣公園	3	7.78	10	17.16	4	8.85
	地区公園	1	6.20	2	10.23	1	6.19
基幹公園 都市	総合公園	1	40.33	1	48.00	0	0.00
	運動公園	0	0.00	1	55.00	1	47.80
都市緑地等	特殊公園	1	2.10	5	17.83	1	2.10
	広場公園	0	0.00	0	0.00	1	0.04
	緩衝緑地	1	1.40	2	1.49	1	1.41
	都市緑地	7	57.76	11	153.60	9	57.83
	都市林	1	0.31	1	0.31	1	0.31
その他条例等による公園	15	19.32	10	1.66	19	23.47	
合計	144	151.25	186	327.52	167	164.34	

：緑地種別ごとの確認指標



公園緑地等の都市施設とする緑地

資料：みどり率データ（平成20年、東京都環境局）、都市公園等開園データ（平成19年、東京都都市整備局）、青梅市都市計画基礎調査をもとに作成

制度上安定した緑地の確保量

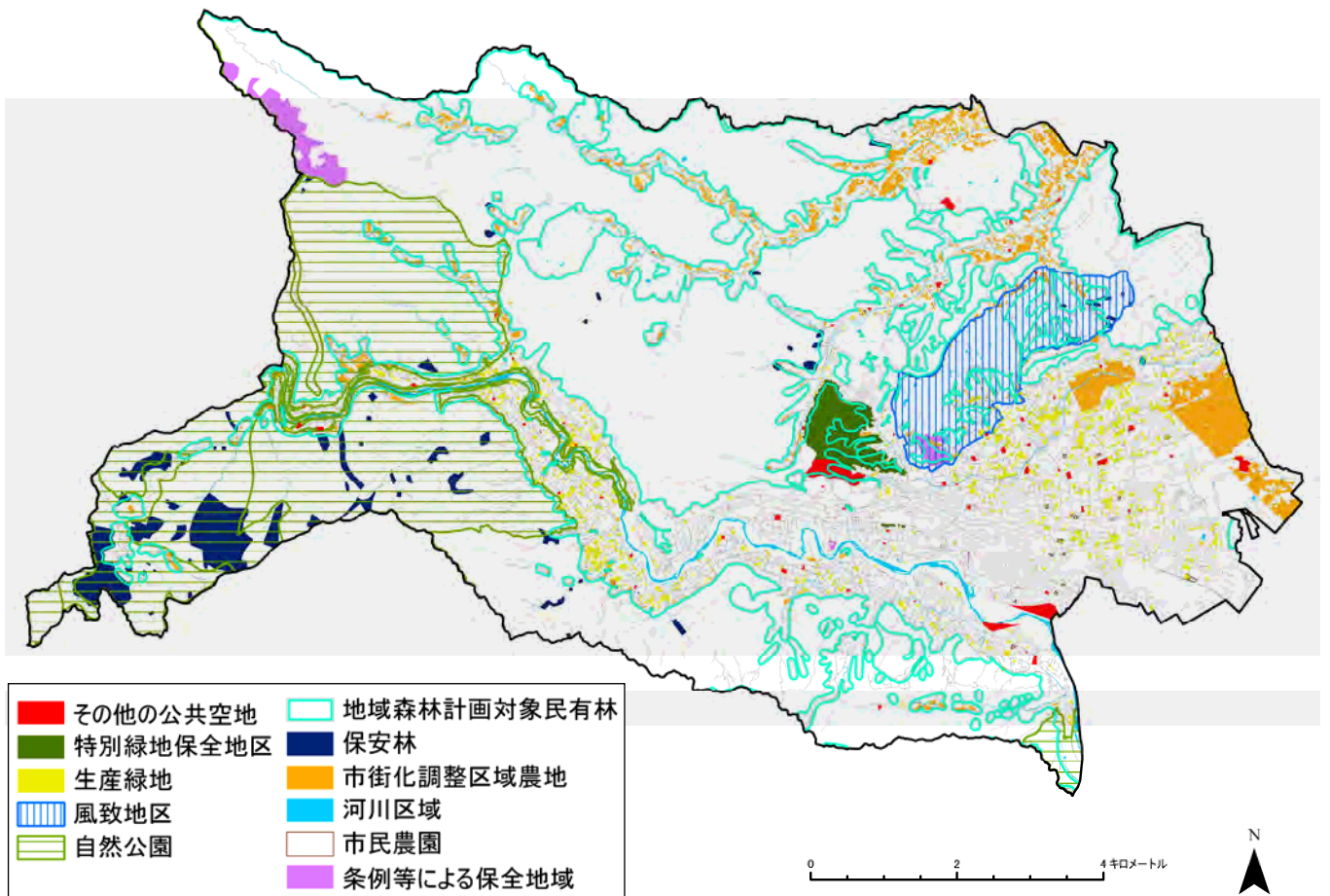
緑地分類	平成9年当時の現況 (従前の計画策定時)		平成22年の目標量 (従前の計画策定時)		平成25年の現況 ^{※1}	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
その他の公共空地	92	44.86	87	43.91	85	44.78
特別緑地保全地区	1	1	2	15.4	2	92.85
生産緑地地区	812	170.26	771	159.3	746	150.06
風致地区	1	383.14	1	383.14	1	385.75
自然公園 ^{※2}	2	1,218.10	2	1,218.10	2	2123.84
地域森林計画対象民有林	—	6,499.00	—	6,003.55	—	6301.81
保安林	—	291.78	—	612	—	207.62
市街化調整区域農地	—	288.73	—	288.03	—	306.60
河川	8	239.6	8	239.6	8	117.40
市民農園	22	2.14	22	2.14	17	3.06
条例等による保全地域	2	14.26	3	18.97	3	68.08
合計面積	—	9,152.87	—	8,984.14	—	9801.85
同種別の緑地分類間の重複面積を除いた合計面積	—	7,181.50	—	6,692.55	—	7284.60
(同種別の緑地分類間の重複面積)	—	1,971.37	—	2,291.59	—	2517.25
緑地種別間の重複面積を除いた面積	—	7,074.05	—	6,494.37	—	7240.19
(緑地種別間の重複面積)	—	2,078.82	—	2,489.77	—	2561.66

 : 緑地種別ごとの確認指標
 : 永続性のある緑地の算出に用いた数値

※1 平成25年2月現在 (GISにより算出のため、公表されている数値と異なる)

(面積は小数第3位を四捨五入しているため、合計が異なる場合がある)

※2 従前の計画策定時、「秩父多摩甲斐国立公園」の面積を1,160haとしていたが、正しくは2,382ha



制度上安定した緑地

資料：都市公園等開園（平成19年）・自然公園区域（平成20年）・都保全地域（平成20年）・風致地区（平成20年）データ（東京都都市整備局）、平成19年度土地利用現況調査（東京都都市整備局）、青梅市都市計画基礎調査をもとに作成

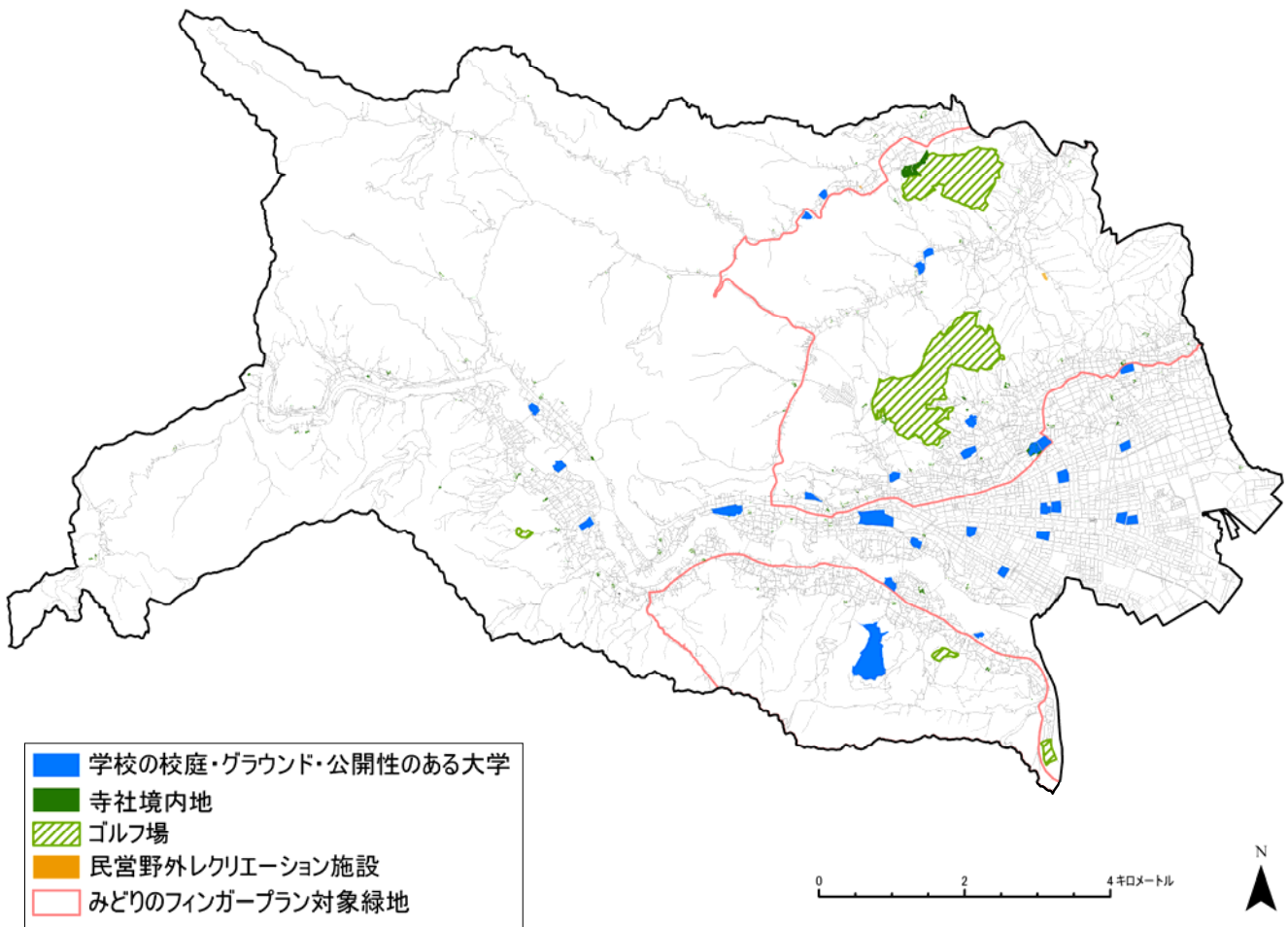
社会通念上安定した緑地の確保量

緑地分類	平成 9 年当時の現況 (従前の計画策定時)		平成 22 年の目標量 (従前の計画策定時)		平成 25 年の現況※1	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
学校の校庭・グラウンド・ 公開性のある大学	30	116.77	30	116.77	30	80.44
寺社境内地	131	34.72	131	34.72	123	14.78
ゴルフ場	5	217.4	5	217.4	5	211.65
民営野外レクリエーション施設	2	2.2	2	2.2	2	0.55
「みどりのフィンガープラン」 対象緑地	2	2029.95	2	1679.38	2	3122.54
合計面積	—	2401.04	—	2050.47	—	3429.95
同種別の緑地分類間の重複面積 を除いた合計面積	—	2072.06	—	1721.49	—	3176.14
(同種別の緑地分類間の重複面積)	—	328.98	—	328.98	—	253.81
緑地種別間の重複面積を除いた 面積	—	34.18	—	54.16	—	1049.09
(緑地種別間の重複面積)	—	2037.88	—	1667.33	—	2127.06

■ : 緑地種別ごとの確認指標

■ : 永続性のある緑地の算出に用いた数値

※1 平成 25 年 2 月現在 (GIS により算出のため、公表されている数値と異なる)
(面積は小数第 3 位を四捨五入しているため、合計が異なる場合がある)



社会通念上安定した緑地

資料 : 寺社林データ (平成 20 年、東京都都市整備局)、平成 19 年度土地利用現況調査 (東京都都市整備局)、
青梅市都市計画基礎調査をもとに作成

3 緑に関する市民意向

1) アンケート調査による市民意向の把握（みどりに関する市民意識調査）

① 実施概要

緑に関する市民意向を把握し、「青梅市緑の基本計画」の改定に向けた基礎資料とするため、アンケートによる市民意識調査を以下のように実施しました。

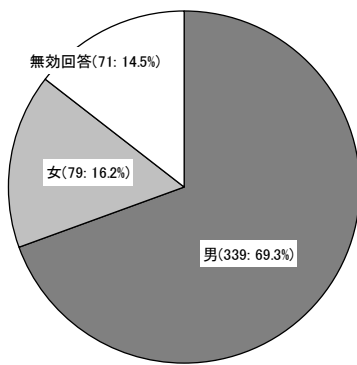
【対象者】	青梅市内の電話帳に登録している世帯
【標本数】	1,400件
【抽出法】	無作為抽出
【調査法】	郵送方式
【調査期間】	平成24年11月2日～11月19日
【回収状況】	490
【回収率】	35.0%
【有効回答】	489（1票が白票のため）

② 結果概要

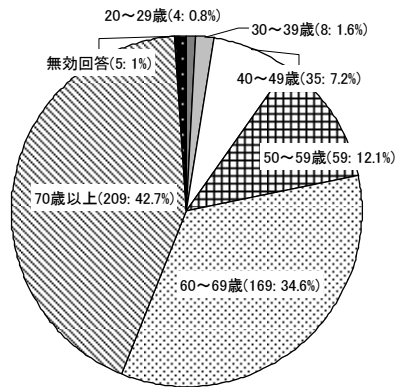
結果の主な概要は以下の通りです。

【回答者の属性、居住地域】

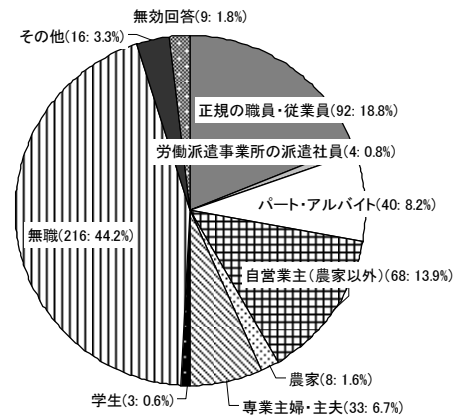
【性別】



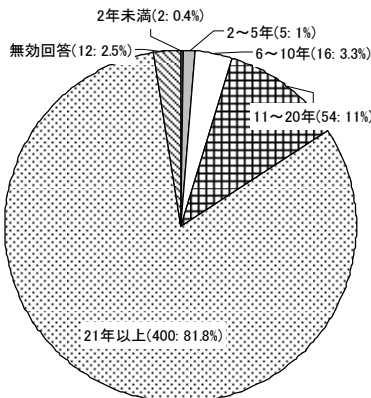
【年代】



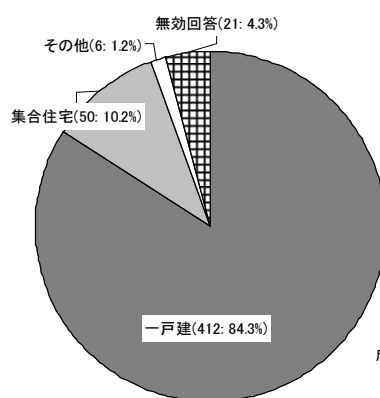
【職業】



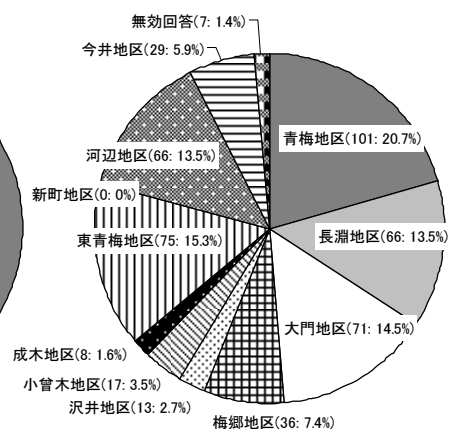
【居住歴】



【住居タイプ】



【居住地域】



図中の表示：属性（回答実数：全体数（有効回答数；n=489）に対する回答実数の割合）

【緑に対する印象・考えについて】

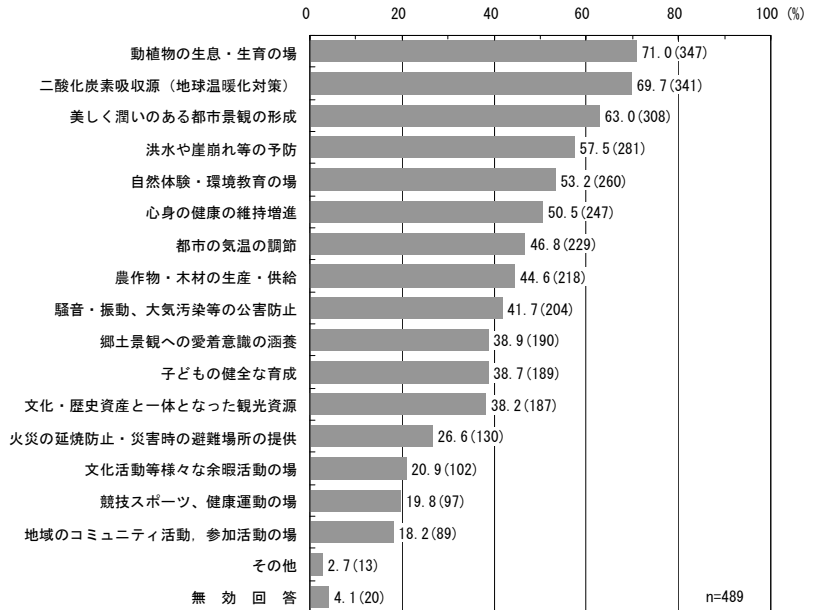
問1 【緑の役割】（いくつでも選択）

あなたが考える緑の持つ役割として期待する効果はどのようなものですか？

回答の傾向

「動植物の生息・生育の場」という回答が最も多く、次いで「二酸化炭素吸収源（地球温暖化対策）」、「美しく潤いのある都市景観の形成」と続きます。

その他、「洪水や崖崩れ等の予防」や「自然体験・環境教育の場」、「心身の健康の維持増進」、「都市の気温の調節」、「農作物・木材の生産・供給」なども、半数近くの方が期待する効果として回答しています。



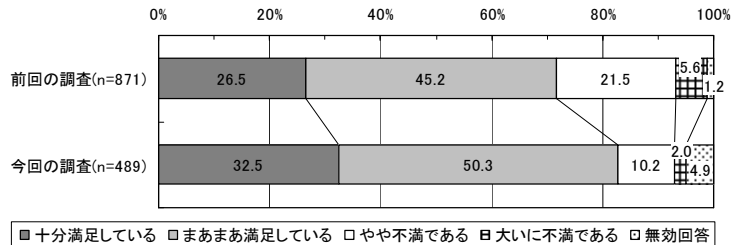
図中の表示：全体数（有効回答数；n=489）に対する回答人数の割合（人数）

問2 【緑量の満足度】（1つ選択）

あなたは青梅市の緑の量に満足していますか？

回答の傾向

「十分に満足している」と「まあまあ満足している」の回答の割合を合わせた緑量の満足度が82.8%となり、前回の調査の71.7%から、10ポイント以上高くなっています。



前回の調査：従前の計画策定時（平成9年）の調査のこと
有効回答数；n=871

理由

「十分満足している」と回答した人の理由の多くが、山林・自然・緑に囲まれている青梅市の緑の豊かさをあげています。また、身近に緑が多くあることも、満足している理由となっています。

「まあまあ満足している」と回答した人は、青梅市内の一部に緑があることを理由として多くあげています。公園が多くあり、山林が残っている点や、市街地に緑が不足している点が理由としてあげられています。

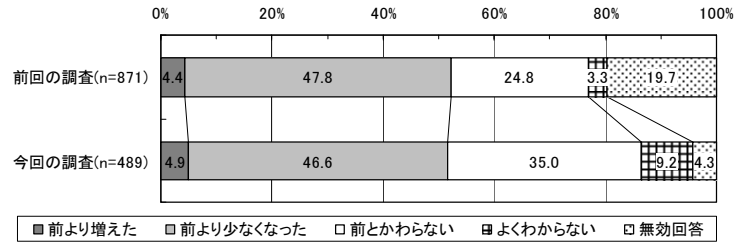
「やや不満である」と回答した人は、市街地の緑が不足している点と、開発によって緑が失われた点を理由としてあげています。また、山林の荒廃について言及している回答も見られます。

問3 【緑量の変化】（1つ選択）

10年前と比較して、あなたは青梅市の緑の量はどのように変化したと感じますか？

回答の傾向

「前より多くなった」という回答の割合がわずかに4.9%と低く、「前より少なくなった」という回答の割合が46.6%と高くなっており、前回の調査でも同様の傾向を示しています。また、「前とかわらない」という回答の割合は、35.0%と比較的高くなっています。



設問の凡例	前回の調査	今回の調査
前より増えた	前より良くなった	前より増えた
前より少なくなった	前より悪くなった	前より少なくなった
前とかわらない	前とかわらない	前とかわらない
よくわからない	よくわからない	よくわからない
無効回答	不明	無効回答

前回の調査：従前の計画策定時（平成9年）の調査のこと
有効回答数；n=871

理由

「前より増えた」と回答した人は、道路や街路樹、各家庭の緑があることを理由としてあげています。山林の手入れ不足によって緑が増えたと感じている人もいます。
「前より少なくなった」と回答した人は、住宅地の増加を理由としている人が、最も多くなっています。
「前とかわらない」の回答では、変化を感じないことが理由としてあげられています。また、開発が緑を減少させる規模ではないと考えている人もいます。

問4-1 【残したい・増やしたい・管理すべき緑】（それぞれ2つ選択）

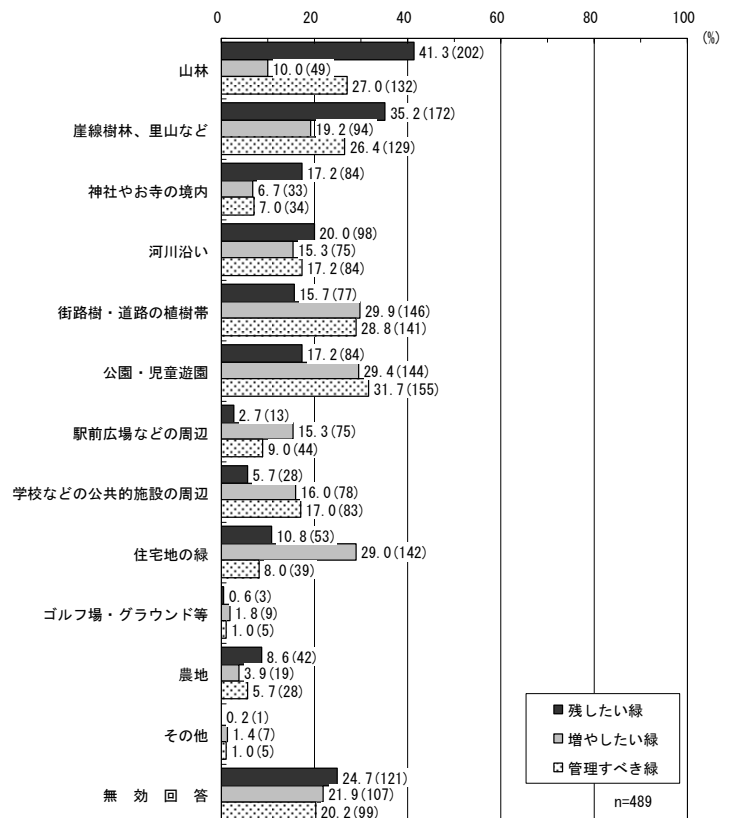
青梅市において、あなたが将来的に**残したい・増やしたい・管理すべき**と思う緑はどのようなものですか？

回答の傾向

【残したい緑】では、「山林」、「崖線樹林、里山など」という回答が多くなっています。

【増やしたい緑】では、「公園・児童遊園」、「街路樹・道路の植樹帯」、「住宅の緑」という回答が多くなっています。

【管理すべき緑】では、「公園・児童遊園」、「街路樹・道路の植樹帯」などの公共施設の緑だけでなく、「山林」、「崖線樹林、里山など」という回答も多くなっています。



図中の表示：全体数（有効回答数；n=489）に対する回答人数の割合（人数）

問4-2 【緑を残したい・増やしたい・管理すべきと思う理由】（それぞれ2つ選択）

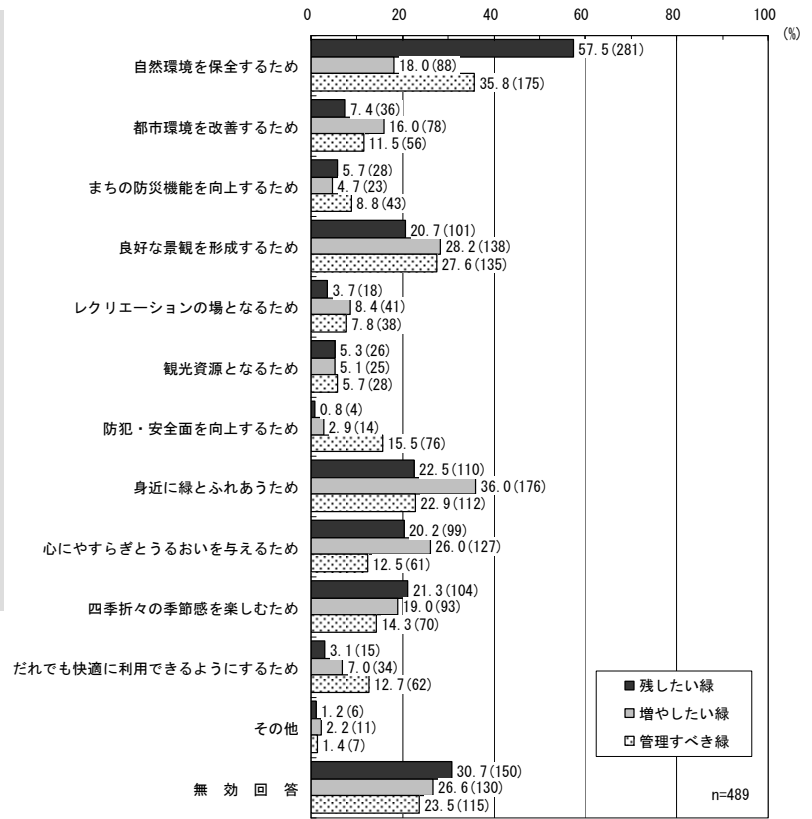
青梅市において、あなたが問4-1の「緑」を将来的に残したい・増やしたい・管理すべきと思う[理由]はどのようなものですか？

回答の傾向

緑を残したい[理由]では、「自然環境を保全するため」という回答が最も多くなっています。

緑を増やしたい[理由]では、「身近に緑とふれあうため」、「良好な景観を形成するため」、「心にやすらぎとうるおいを与えるため」という回答が多くなっています。

緑を管理すべき[理由]では、「自然環境を保全するため」という回答が最も多くなっています。



図中の表示：全体数（有効回答数；n=489）に対する回答人数の割合（人数）

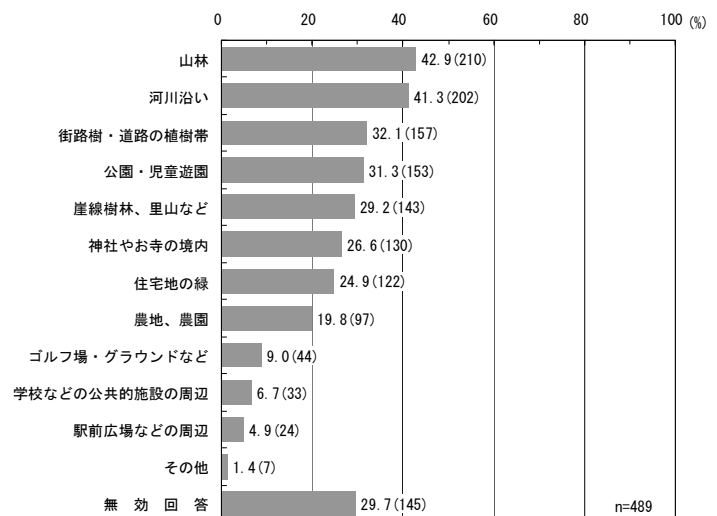
【緑とのふれあい方について】

問5-1 【緑とのふれあい】（3つ選択）

青梅市において、あなたは日常生活の中でどのような緑とふれあっていますか？

回答の傾向

「山林」、「河川沿い」という回答が多くなっています。その他、「街路樹・道路の植樹帯」、「公園・児童遊園」、「崖線樹林、里山など」という回答も多くなっています。



図中の表示：全体数（有効回答数；n=489）に対する回答人数の割合（人数）

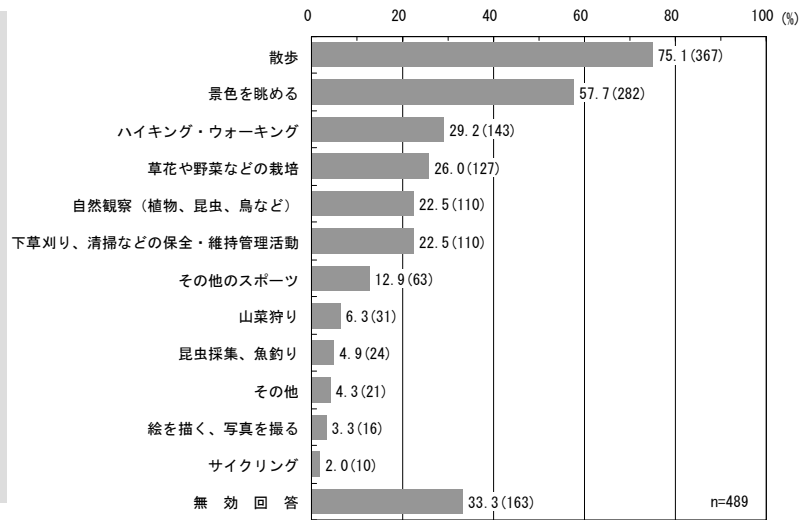
問5-2 【緑とのふれあい】（3つ選択）

青梅市において、あなたは問5-1の「緑」とどのようにふれあっていますか？

回答の傾向

「散歩」という回答が最も多く、次いで、「景色を眺める」という回答が多くなっています。

また、「草花や野菜などの栽培」や「下草刈り、清掃などの保全・維持管理活動」、「自然観察（植物、昆虫、鳥など）」のように、直接、緑とふれあうという回答も比較的多くなっています。



図中の表示：全体数（有効回答数；n=489）に対する回答人数の割合（人数）

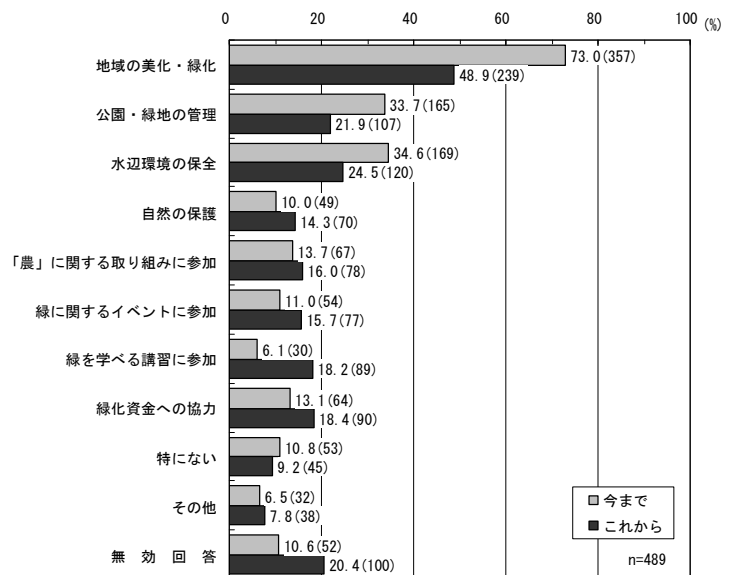
問6 【緑に関する取り組みへの参加（今まで・これから）】（それぞれいくつでも選択）

青梅市において、あなたが**今までに参加・協力したことのある**、**これから参加・協力してみたい**緑に関する取り組みはありますか？

回答の傾向

【今まで】に参加・協力したことのある、【これから】参加・協力してみたい取り組みのどちらもで「地域の美化・緑化」という回答の割合が最も高くなっています。

【今まで】に参加・協力したことのある取り組みが、一部の取り組みに偏る傾向が見られる一方で、【これから】参加してみたい取り組みについては、さまざまな取り組みに回答が分散しています。



図中の表示：全体数（有効回答数；n=489）に対する回答人数の割合（人数）

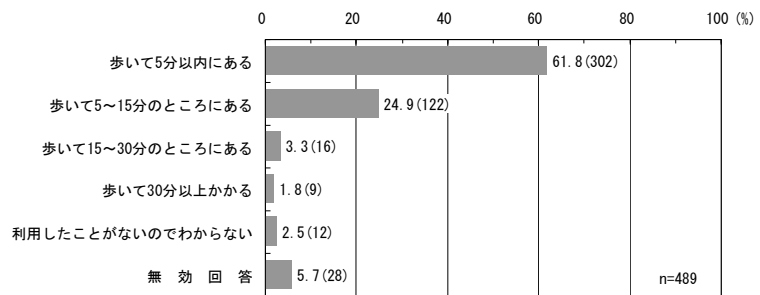
【青梅市の緑のまちづくりについて】

問7-1 【身近な公園】（1つ選択）

あなたのお住まいの近くに公園（児童遊園を含む）はありますか？

回答の傾向

9割近くの方が、歩いて15分以内に公園があると回答しています。



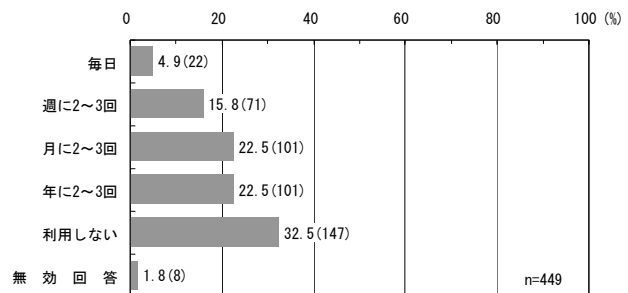
図中の表示：全体数（有効回答数；n=489）に対する回答人数の割合（人数）

問7-2 【身近な公園の利用頻度】（問7-1で1~4と回答した方のみ）（1つ選択）

問7-1でお聞きした公園はどのくらいの頻度で利用しますか？

回答の傾向

「利用しない」という回答の割合が最も高く、利用頻度が高い回答ほど少なくなっています。

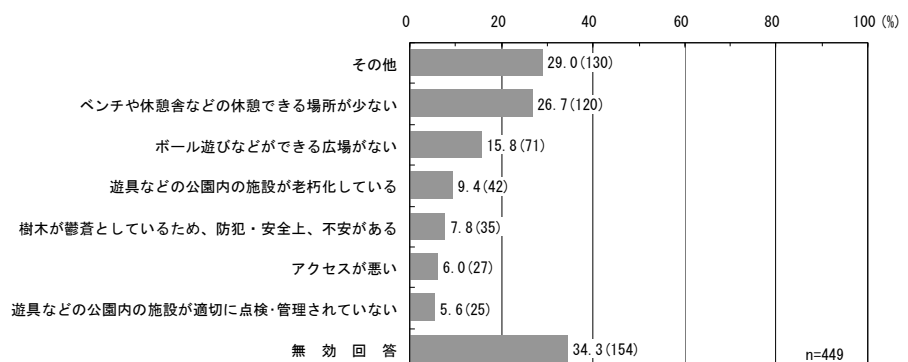


図中の表示：全体数（問7-1で1~4と回答した人数；n=449）に対する回答人数の割合（人数）

問7-3 【身近な公園の問題点・利用しない理由】（問7-1で1~4と回答した方のみ）

（いくつでも選択）

問7-1でお聞きした公園を利用する際、あなたはどんな問題点があると考えますか？
もしくは、問7-2で「利用しない」と回答した方は、**利用しない理由**はありますか？



図中の表示：全体数（問7-1で1~4と回答した人数；n=449）に対する回答人数の割合（人数）

回答の傾向

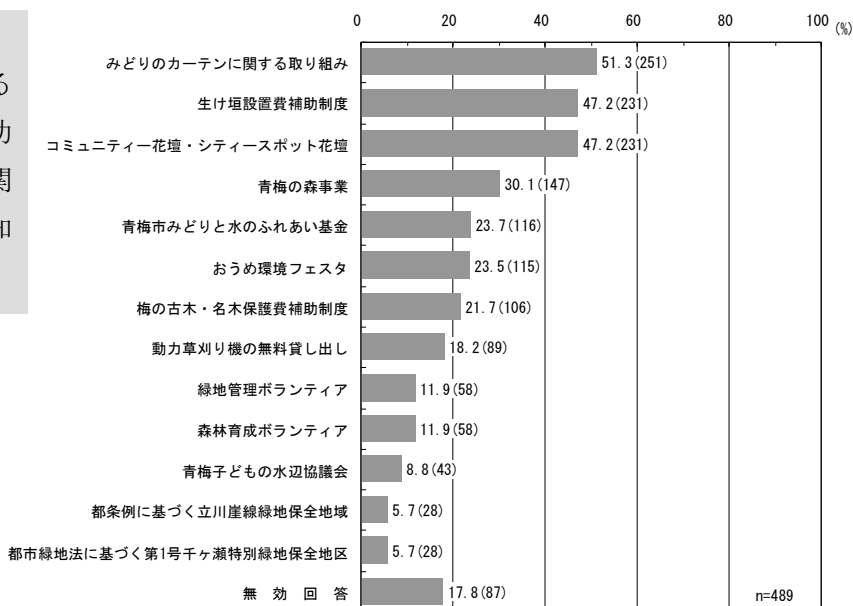
「ベンチや休憩舎などの休憩できる場所が少ない」という回答の割合が高くなっています。また、「その他」の回答では、問題点として、「安全面・衛生面の環境が悪い」という回答が多く、利用しない理由として、「行く必要がない、行く時間がない」という回答が多くなっています。

問8 【緑に関する施策の認知度】(いくつでも選択)

青梅市では、緑の保全や緑化推進のためのさまざまな取り組みを行っています。
あなたをご存知のものすべてを選んでください。

回答の傾向

「みどりのカーテン」に関する取り組みや「生け垣設置費補助制度」のように、住宅地の緑に関する取り組みや支援策などの認知度が高くなっています。



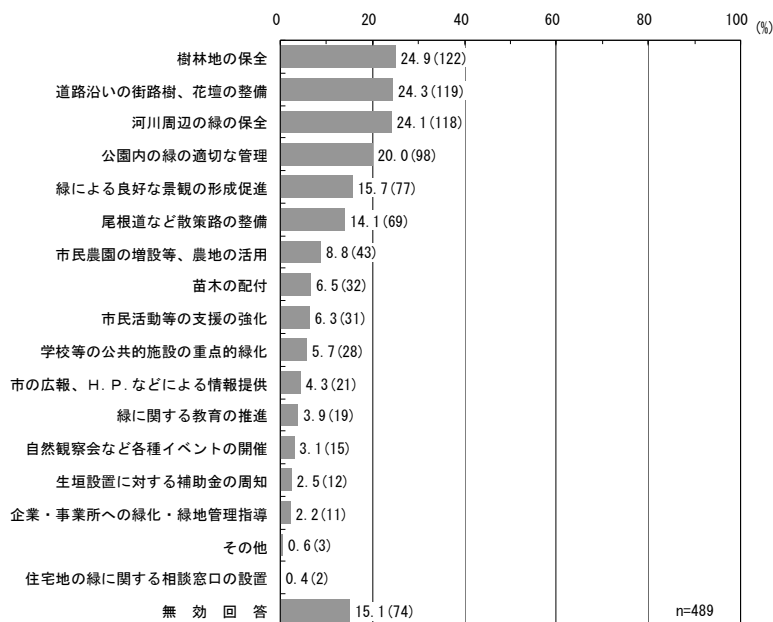
図中の表示：全体数（有効回答数；n=489）に対する回答人数の割合（人数）

問9 【重点化すべき施策】(2つ選択)

緑のまちづくりを推進するため、行政はどのような施策に重点をおくべきだと思いますか？

回答の傾向

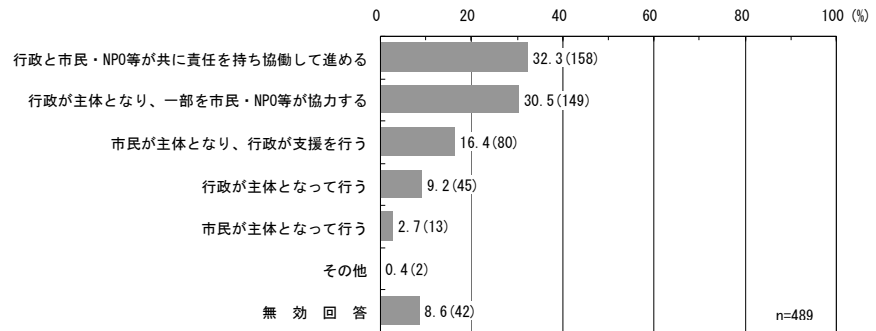
「樹林地の保全」、「道路沿いの街路樹、花壇の整備」、「河川周辺の緑の保全」、「公園内の緑の適切な管理」という回答が多く、山や河川の保全とまちなかの緑の整備・管理に対する要望が多くなっています。



図中の表示：全体数（有効回答数；n=489）に対する回答人数の割合（人数）

問 10 【市民と行政の連携による緑のまちづくり】（1つ選択）

青梅市において、緑のまちづくりを進めるうえで、問8、9であげた項目などの取り組みはどのように行われていけばよいと思いますか？



図中の表示：全体数（有効回答数；n=489）に対する回答人数の割合（人数）

回答の傾向

「行政と市民・NPO等が共に責任を持ち協働して進める」という回答が最も多く、次いで、「行政が主体となり、一部を市民・NPO等が協力する」という回答が多くなっています。

問 11 【自由意見】

青梅市の緑とその緑を取り巻く環境の変化や、緑のまちづくりに向けた取り組みなどに関して、ご意見、ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

回答の傾向

青梅市の水と緑に対する印象については、「水と緑が豊かである」と、その逆の「水と緑、自然の減少と荒廃がみられる」とする意見が多くなっています。その他、道路や街路樹、公園の整備が不十分であるとする意見もみられます。

水と緑に関する要望については、山林管理に関する要望がもっとも多くみられます。特に、「山林の手入れ」と「針葉樹を落葉樹・広葉樹にしてほしい」という要望が多くあります。また、ハイキングコースに関する要望も多く見られます。コースの整備のほか、コース内の樹木管理についても要望が寄せられています。

緑化に関する要望では、「まちなかの緑化推進」を中心に意見が寄せられています。

公園に関する要望では、「公園の増設」や公園内の樹木や施設を整備してほしいという要望がみられます。

まちづくりについては、「景観保全」や「マンション乱立等への規制」に関する要望がみられます。また、「観光面でのまちづくり」を推進してほしいとする意見も多くあります。

2) 意見交換会による市民意向の把握（青梅市都市計画マスタープラン等座談会）

① 実施概要

緑に関する市民意向を把握し、「青梅市都市計画マスタープラン」および「青梅市緑の基本計画」の改定に向けた基礎資料とするため、意見交換会を以下のように実施しました。

【開催日程】：全4回（各回2時間程度）

平成25年7月2日（火） 場所：青梅市総合体育館

5日（金） 場所：沢井市民センター

9日（火） 場所：小曾木市民センター

13日（土） 場所：福祉センター

【出席者】：合計33名

② 結果概要

いただいた意見の中から、緑に関するご意見を下表のように整理しました。

青梅の緑の特徴として、「杣保」をはじめとしたさまざまな緑についてのご意見があり、それらのような魅力ある緑をPRできるとよいというご意見がありました。

また、山地や丘陵地の緑の手入れが行き届かず、一部が荒れているため、保全・維持管理をしてほしいというご意見が多くあるとともに、それらの緑と子どもたちが気軽にふれあえるようにしてほしいというご意見もありました。

その他にも、緑と密接に関係する農林業の振興や公園への里山の雰囲気を取り入れた植栽などのご意見もありました。

青梅の緑の特徴

- ・計画の中で沢井地区の江戸時代から栽培されている伝統ある「沢井ゆず」のことも触れてほしい。
- ・二俣尾では梅花連、吉野では梅花連というお囃子があるように、かつて二俣尾地区はモモが有名であった。
- ・二俣尾ではかつて、石灰を江戸にもっていくためのいかだを作るため、材木屋が集まっていた。
- ・昭和30年くらいまでは、多摩川でのいかだ流しを通して上下流に交流があった。
- ・小曾木・成木地区は昔から、荒川水系を利用し、薪炭を生産してきた歴史がある。また、荒川流域における石灰の産出は日本でも珍しい。
- ・多摩川水系と荒川水系では、水の味が違う。多摩川は石灰質の水なので美味しく感じる。
- ・青梅傘という名前の傘づくりに、昔からタケが活用されてきた。
- ・「杣保」を計画の中心にすえるのはすばらしいことであるが、この言葉の意味を市民にどのように理解してもらうのか。
- ・「杣保」を若い人に認識してもらえるように地域の教育ともタイアップして広めていただけるとよいと思う。
- ・青梅の子どもたちにとって、「杣」という言葉は身近にはないが、盆踊りでよく流れている「御岳杣歌」にはなじみがあると思う。

緑のPR

- ・永山丘陵は立派な資源だが、現在は市民だけが利用しており、貴重な植物の盗掘や枝を折られる被害もある。植物採取禁止条例のようなものをつくった上で、緑のよさをPRしていければよいと思う。
- ・永山総合グラウンドの東側の斜面林には希少な植物が群生しているが、周知されていない。行政はこれらの植生の把握と管理時の配慮を行うとともに、市民に一定期間、開放するなどしてほしい。
- ・例えばニホンタンポポは多摩の中でも青梅が一番多いことなど、市民に知られていないことをパンフレットなどでもっとPRする必要がある。
- ・緑に関する活動を行っている団体の活動状況や市内の緑の状況と管理方針等を、もっと整理しながら緑の紹介、活用していく必要があると思う。
- ・外来種や昔の植生がわかる情報を発信できるとよいと思う。
- ・かつての御岳山は、高尾山と並ぶ東京を代表する山であったが、観光地化しなかったため、現在は高尾山が人気の観光地となっている。御岳山でも市をあげて観光に力を入れられないいけないと思う。

山地・丘陵地の緑の悪化と保全・育成
<ul style="list-style-type: none"> ・青梅は緑が多く、とても良い地域であるが、山林が悪化しているところが見受けられるため、今後の保全、管理について検討してほしい。 ・山地・丘陵地の緑のほとんどが民有地である。この自然を保全するための、条例や規制などをつくっていかねば、取り組みが進まないのではないかと思う。 ・都心に所有者がいる山林が管理されずに荒れている。 ・御嶽駅北側の山の裾野部分に木が伐られて、はげ山状態になっているところがある。 ・東京都の花粉対策事業では、スギ以外にタケも生えている場合、スギを切るとタケが増えるから、事業を行うには、土地所有者がタケを先に切らなければならない状況がある。 ・スギ、ヒノキを植え過ぎ、それが生長し過ぎたことが害獣被害につながっていると思う。河川もかつてはもっと蛇行しており、魚の棲み処がたくさんあったりしたように思う。人々と生き物が住み良い緑に戻るとよいと思う。 ・観光地としての美観は求められるが、民有地として手が出せないことのジレンマがあるため、保全のための方策を示してほしい。 ・山地や丘陵地の傾斜地に土砂災害警戒区域などを指定し、ハザードマップで示しているが、どのような根拠で区域指定しているのか知りたい。
山地・丘陵地の緑の活用
<ul style="list-style-type: none"> ・青梅の森林の活用方法として、針葉樹の材の活用と広葉樹林による観光資源化の住み分けがうまくできるとよい。 ・木材の端材をチップ化したものをエネルギー源とすることもよい活用方法であると思う。また、青梅の材は細いため、構造材には向かないが集成材には向くと思う。 ・12年ほど前から「二俣尾・武蔵野市民の森」では、山林所有者と武蔵野市、東京都農林水産振興財団の三者協定によって取り組みを進めているようだ。 ・竹炭、乳酸発酵による堆肥化などによってタケを活用しているが、費用がかかるため、生産が合わない面がある。
その他の緑資源の活用
<ul style="list-style-type: none"> ・山や川で、子どもたちがもっと気軽に親しめるように整備してもらえるとよい。 ・大きな自然における子どもの親しみ方は昔よりは難しくなっていると思う。 ・成木地区は自然環境などの青梅を代表する宝を持っている。そこで、夏休みに他地区や都心から児童・生徒を呼んで、野鳥観察や自然体験などを行う学習拠点にするとよいと思う。 ・多摩川の釜の淵緑地周辺で若い人たちがよくBBQをやっているが、河川敷の利用マナーなど、きちんと指導・管理してもらえるとよい。 ・各町会の環境美化推進委員が定期的に多摩川の河川敷を清掃しているが、BBQ利用者の活動時間に合わせて清掃できるとよりよいと思う。 ・河川敷利用を有料化することを検討できないのか。
農林業の振興
<ul style="list-style-type: none"> ・成木地区のジャガイモなど、青梅の農産物をPRしてほしい。 ・山に自生している植物なども活用しながら、農業を振興していくことも一つだと思う。 ・成木は農業就労者が減少しているため、成木の野菜を紹介しながら就労者へのあっせんする方法はあると思う。 ・PPVにより、梅樹の景観がなくなっているが、土地所有者の後継者がいない現在、行政の計画があっても具体的な内容がなければ、梅樹栽培を再開できるか心配している。 ・青梅には森林資源等が豊富にあるわりに一次産業が栄えていない。その産業を振興していくために中心となるプラットフォームをつくる方針はあるのか。
まちなかの緑
<ul style="list-style-type: none"> ・永山公園では、駐車場が少なく、お年寄りが車で来ても駐車することができない。 ・どこの公園も同じような植栽にするのではなく、森林が近くにある青梅の特色を活かし、里山の雰囲気を取り入れた植栽ができるとよいと思う。 ・街路樹については、大きく生長しすぎたケヤキややせ細ったハナミズキなど、極端な植栽が目につく。
計画全般
<ul style="list-style-type: none"> ・青梅の魅力である山の緑と川の青を大事にして計画を立ててほしい。 ・青梅市の緑の特徴をPRすることを計画に取り入れており、期待している。 ・計画にあげられている総合的な課題はそのとおりであると思うが、いつからいつまでにどの取り組みを行う、という事は書いていない。 ・この計画は、個人の庭の植木や鉢にまで指図されるのか。 ・第4章「地区ごとの方針」に示されている「みどりのフィンガープラン」とは、個人の宅地にも規制がかかるプランであるのか。 ・森をつくるのは100年単位で取り組むべきことである。10年スパンの計画に盛り込むことは難しいが、長期的な将来像を見据えた計画づくりをしていただけるとよい。

4 分野別の課題の整理

本編の第1章に示した「青梅市の緑を取り巻く現況」および詳細編に示した「緑を取り巻く社会動向」、「緑を取り巻く現況」、「緑に関する市民意向」に加え、「従前の計画の基本方針ごとの施策の進捗状況」から、緑の役割別および従前の計画の基本方針ごとの分野別に課題を整理しました。

1) 緑の役割別の課題の整理

緑を取り巻く社会動向

◆防災まちづくりに対する意識の高まり

- ・東日本大震災をはじめとした大災害の発生による防災意識のいっそうの高まり

◆生物多様性への関心の高まり

- ・生物多様性の保全のための地域の取り組みや緑のはたらきの重要視と関心の高まり

◆深刻化する地球規模の環境問題への対応

- ・環境問題に対応するため、バイオマス利用やヒートアイランド対策への寄与などの緑の機能を活かした低炭素都市づくりの推進

◆人口・世帯構造の変化と超高齢社会の進展

- ・超少子高齢社会等に対応した子どもを安心して育てられる環境づくりや、長寿社会における健康づくりなどの取り組みの推進

◆ユニバーサルデザイン・バリアフリーの浸透

- ・ユニバーサルデザインの考え方にもとづくバリアフリー化の推進

◆美しい都市づくりへのニーズ拡大

- ・景観法の施行とともに、美しい都市づくりへの市民からのニーズも拡大

◆地域資源を活かした地域活性化への期待の高まり

- ・観光産業の振興、山地・農地を活用した新たな地域産業の育成などの地域活性化方策への期待の高まり

◆緑に関する法律・制度等の充実

- ・都市緑地法等の改正や都の方針の策定による緑化・緑地保全の推進

◆厳しい財政運営への対応

- ・厳しい財政運営の中での、効率的・効果的な取り組みの推進

緑を取り巻く現況

【土地自然特性】

- ・市域の多くを占める豊富な森林と市域中央を東西に流れる多摩川を代表とする豊かな自然環境
- ・河岸段丘上と市域東部の扇状地に市街地が、さらに東部の平坦な土地にはまとまった農地が分布

【緑の現況、農林業、歴史・文化・観光資源】

- ・青梅市域全体の平成20年のみどり率は約80%と高いが、市街化区域のみどり率は平成15年から平成20年の間に約5%減少し、約31%
- ・経営耕地面積の減少、農業従事者の高齢化の一方、生産緑地の減少は緩やか
- ・本市の産業を支えていた林業の衰退とともに、林業経営体の保有山林面積が減少
- ・市内に分布する古木・大木や寺社、史跡等の文化財や緑に囲まれた美術館、四季折々の行祭事など、緑による歴史・文化・観光資源が豊富

【緑に関する取り組みの状況】

- ・市民ボランティアによる森林保全や公園管理
- ・法や条例による「青梅の森」や崖線樹林などの保全
- ・ウメ輪紋ウイルス対策の実施
- ・「みどりのカーテン」づくりの公共施設での推進と市民への普及促進
- ・生け垣設置補助や梅の古木等指定補助の制度などによる、民有地の緑化と緑地の保全
- ・オープンガーデンや企業の森などの市民や企業による取り組みの進行

【従前の計画で定めた目標の達成状況】

- ・市民一人当たりの公園緑地等の面積は従前の計画策定時から増加したものの目標は未達成

緑の役割別の課題

環境

- ・御岳山や高水三山などの山林や長淵丘陵、加治丘陵、多摩川などの、まちの骨格となり、快適な暮らしを支える緑の保全
- ・食料・木材生産の他、生態系保全、郷土景観の形成などの農林地の持つ多様な機能を見直し、利用を推進
- ・ウメ輪紋ウイルス対策の推進
- ・生物多様性の確保や環境問題への対応など、自然体験や環境教育等による緑に関する普及啓発の推進

景観

- ・御岳山や高水三山などの山林や、長淵丘陵、加治丘陵などの緑による、かつての「杣保」のような郷土景観の伝承
- ・崖線樹林や社寺林、梅の名木・古木など、各地域を特徴づける自然景観の保全
- ・街道沿いや商店街、駅周辺などでの緑を用いた賑わいや風格の演出

交流・観光

- ・世代間の交流や地域コミュニティの醸成の場となるオープンガーデンのような緑と身近にふれあえる空間づくりの検討
- ・後継者不足等により衰退傾向にある農林業において、体験活動やボランティア支援などを通じた農林地の利用・活用方策の検討
- ・ハイキングコースや美術館、寺社、観光農園などの歴史・文化・観光資源における、緑を用いた活用方策の検討
- ・高齢者・障害者や子育て世代、本市を訪れた人などが利用したくなる魅力的な公園緑地等の充実

防災

- ・大地震やゲリラ豪雨による土砂災害の発生を防止するための山林の適切な維持管理
- ・防災拠点や避難地となる公園緑地等や農地のオープンスペースの確保
- ・公園緑地等における効率的・効果的な管理による緑のもつ防災機能の向上

2) 従前の計画の基本方針ごとの課題の整理

従前の計画の基本方針ごとの施策の進捗状況

◆青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

- ・「青梅の森」を特別緑地保全地区に指定、市民協働による森林保全活動の実施、活動によって産出される材木の有効活用方策を検討
- ・崖線樹林については東京都や関係市と連携し保全に向けた協議会を設立、崖線樹林の保全に向けたガイドラインを策定
- ・多摩川における親水事業を通し河川環境の保全を推進、霞川調節池の上部を今井ふれあい公園として立体的に整備し緑地面積を確保
- ・大井戸公園等の文化財の公園的活用の推進、勝沼城址歴史環境保全地域の区域の拡大指定および市民団体等による管理活動の推進
- ・霞水田地区などの農地の保全方針を総合計画に位置付け、青梅市農業振興計画において農地集約目標値を設定

◆まちにゆとりとうるおいをもたらす緑の基盤をつくります

- ・市民の要望を取り入れた新田山公園・寺改戸公園の整備や新町宮の前緑地などの新設
- ・永山公園内の散策路整備や吹上しょうぶ公園や梅の公園において季節を楽しめる草花の植栽を実施するなどし各公園の特色をより向上
- ・スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる各種施設において必要に応じて整備や改修を実施
- ・河辺駅北ロータリー・幹線道路の街路樹・コミュニティ花壇等の整備
- ・開発行為等に対し条例にもとづく緑地整備や緑化推進を指導、今井4丁目における土地区画整理事業の準備が進行
- ・公園の共通管理マニュアルの策定および特徴的な公園では別途マニュアルを策定、落葉や剪定枝のチップ・堆肥化を推進

◆市民の参加・協力により身近な緑づくりを進めます

- ・河辺駅前の整備に伴う緑化を推進、市民センター等での緑のカーテンを推進、青梅市立第一小学校では校庭緑化を実施
- ・生け垣設置補助制度や苗木の無料配布による民有地緑化の推進、「みどりのカーテン」モニター事業で市民や企業と協働でコンテストを実施
- ・自然観察等による環境教育や講習会等の緑に関する普及啓発を図ったさまざまなイベントを開催
- ・吹上しょうぶ公園・梅の公園ガイドボランティアや緑地管理ボランティアなど公園緑地等での市民協働による活動の実施

緑に関する市民意向

【アンケート調査による市民意向の把握】

- ・緑量の満足度は前回の調査の71.7%から82.8%に上昇
- ・山林や崖線樹林・里山などの緑を残し管理すべきという意向が高い
- ・街路樹・道路の植樹帯や公園・児童遊園などの緑を増やし管理すべきという意向が高い
- ・日常的に山林や河川沿いの緑とふれあっているという回答が多い
- ・駅前広場の周辺の緑を残したい・増やしたいと回答した人の理由は「観光資源となるため」「良好な景観を形成するため」が多くを占めている
- ・多くの方が身近に公園があると回答しているが利用頻度は高くない、その理由として休憩できる場所が少ないという回答が多い
- ・「みどりのカーテン」や生け垣設置費補助制度のような住宅の緑に関する施策の認知度が高い
- ・山や河川の保全とまちなかの緑の整備・管理を重点化してほしいという要望が多い
- ・市民と行政の連携による緑のまちづくりで市民協働もしくは市民の協力が必要という回答が多い

【意見交換会による市民意向の把握】

- ・「杣保」をはじめとした青梅の緑をPRできるとよい
- ・山地や丘陵地の緑の手入れが行き届かず一部が荒れているため保全・維持管理をしてほしい
- ・山地・丘陵地・河川を子どもたちでも気軽にふれあえるようにしてほしい
- ・市内の森林資源や農地を活用して農林業を振興してほしい
- ・駐車場整備や里山の雰囲気を取り入れた植栽など公園に利用ニーズを取り入れられるとよい

従前の計画の基本方針ごとの課題

青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

- ・「青梅の森」の保全や市民協働による管理体制の充実
- ・保全活動等によって産出される材木の再利用方策の検討
- ・山地や丘陵地における健全な森林資源の維持造成の推進
- ・山地や丘陵地における遊歩道や散策路等の充実やイベント等の取り組みの検討
- ・崖線樹林の維持管理と保全体制の充実
- ・河川の水辺環境の保全と良好な景観形成の推進
- ・河川の親水性の向上とさらなる活用の促進
- ・農地の保全と利用促進に向けた取り組みの検討

まちにゆとりとうるおいをもたらす緑の基盤をつくります

- ・安全・快適に利用できる公園となるよう、計画的な施設改修や市民参加による植栽等の管理の推進
- ・さまざまな世代の利用ニーズに対応した公園改修の検討
- ・緑のネットワークの質の向上を図り、沿道の緑の適切な維持管理を継続

市民の参加・協力により身近な緑づくりを進めます

- ・まちの顔である駅前や幹線道路沿いにおける質の高い緑を用いた修景
- ・市民協働による緑に関する活動への継続的な支援
- ・緑に関する普及啓発の機会と緑と身近にふれあうことのできる場づくりを推進
- ・民有地の緑化モデルとなるように、公共施設の緑化を積極的に推進
- ・沿道の生け垣化を含めた民有地の緑化支援策を検討
- ・緑に関わる人材育成とその人材が活動できる場と機会の提供を検討

